



2026年5月18日

各 位

会 社 名 オムロン株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 辻永 順太  
コード番号 6645  
上場取引所 東証プライム市場  
問 合 せ 先 ステークホルダーエンゲージメント部長  
萩原 留美  
T E L 075-344-7048

**当社子会社（オムロンヘルスケア株式会社）による  
株式会社松屋アールアンドディ株券等（証券コード：7317）に対する  
公開買付けの開始に関するお知らせ**

当社子会社であるオムロンヘルスケア株式会社（以下「オムロンヘルスケア」といいます。）は、2026年5月18日付の取締役会において、株式会社松屋アールアンドディ（証券コード：7317、株式会社東京証券取引所グロース市場、以下「対象者」といいます。）の株券等に対して、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付けを開始することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

詳細については、オムロンヘルスケアが2026年5月18日に公表した、添付の「株式会社松屋アールアンドディ株券等（証券コード：7317）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照ください。

オムロンヘルスケアの概要

所 在 地	京都府向日市寺戸町九ノ坪53番地
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 岡田 歩
事 業 内 容	家庭用・医療用健康機器の開発・販売、健康管理ソフトウェアの開発・販売、健康増進サービス事業など
資 本 金	5,021百万円（2026年3月31日現在）

以 上

本資料は、オムロン株式会社による有価証券上場規程に基づく開示であるとともに、オムロンヘルスケア（公開買付者）がオムロン株式会社（公開買付者の親会社）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて行う公表を兼ねております。

2026年5月18日

各 位

会 社 名 オムロンヘルスケア株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 岡田 歩  
問 合 せ 先 執行役員 経営統轄部長 野田 達大  
(TEL.075-925-2000)

## 株式会社松屋アールアンドディ株券等（証券コード：7317）に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

オムロンヘルスケア株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年12月15日付「株式会社松屋アールアンドディ株券等（証券コード：7317）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「2025年12月15日付公開買付者プレスリリース」といいます。）にて公表しておりましたとおり、同日付の取締役会において、本公開買付前提条件（以下に定義します。）が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合、株式会社松屋アールアンドディ（証券コード：7317、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場、以下「対象者」といいます。）の株券等（普通株式及び新株予約権をいいます。以下同じです。）に対して、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議しておりました。

本公開買付けについては、台湾及びベトナムの競争法令に基づく許認可に係る手続が必要であるところ、台湾及びベトナムにおける手続は、2025年12月15日時点で完了しておらず、競争法令に基づき必要な許認可に向けた手続及び対応に一定期間を要することから、当該手続及び対応が完了していること等の前提条件（注1）（以下「本公開買付前提条件」といいます。）が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合（なお、公開買付者は、その任意の裁量により、本公開買付前提条件の全部又は一部を放棄できるとされています。以下、本公開買付前提条件の放棄に関する記載箇所について同じです。）に、本公開買付けを速やかに開始することを予定し、公開買付者は、当該手続に関する国外の法律事務所との協議等を踏まえ、2026年6月下旬を目途に本公開買付けを開始することを目指しております。（注2）

（注1）「本公開買付前提条件」は、①対象者取締役会が、本公開買付けが実施される際に、本公開買付けに賛同するとともに、対象者の株主及び2019年3月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第1回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2021年3月29日から2029年3月28日まで）の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見（以下「本賛同・応募推奨意見」といいます。）を表明することを決議し、また、かかる決議が撤回又は変更されていないこと、②対象者取締役会が本公開買付けに関連して設置した特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）が、対象者取締役会に対して、本賛同・応募推奨意見を表明することに肯定的な内容の答申を行い、これが変更又は撤回されていないこと、③本取引（下記「2. 買付け等の目的」の「（1）公開買付けの目的の概要」において定義します。）の実行にあたり必要となる国外の競争法令上の手続が全て完了していること、④対象者に関する未公表の重要事実（法第166条第2項に定める重要事実をいいます。）及び公開買付け等事実（法第167条第2項に定める事実をいいます。）が存在しないこと、⑤司法・行政機関等に対して、本公開買付けの開始を禁止又は制限することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ、本公開買付けの開始を禁止又は制限する司法・行政機関等の判断等が存在しないこと、⑥

2025年12月15日以降、本公開買付けが開始されていたとするならば、本公開買付けの撤回等が認められるべき事情（法第27条の11第1項但書に定める業務若しくは財産に関する重要な変更その他の公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ（「イからりまでに掲げる事実に基づき、公開買付け者が公開買付け開始公告及び公開買付け届出書において指定したものに」については、下記「3. 対象者の概要及び買付け等の条件等」の「(8)その他買付け等の条件及び方法」の「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」をご参照ください。）並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合に限り、））が対象者グループ（下記「2. 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「① 公開買付け者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」において定義します。以下同じです。）に生じていないこと、⑦2025年12月15日以降の日に実施される剰余金の配当に関する議案が対象者の株主総会において承認されておらず、また、当該議案を目的事項とする株主総会の招集が決定されていないこと（ただし、当該株主総会の招集が撤回され、又は当該議案が株主総会で否決された場合を除きます。）、⑧本応募合意株主（下記「2. 買付け等の目的」の「(1) 公開買付けの目的の概要」において定義します。以下同じです。）との間で、本応募契約（下記「2. 買付け等の目的」の「(1) 公開買付けの目的の概要」において定義します。以下同じです。）が2025年12月15日付で適法かつ有効に締結され、かつ変更されずに存続していること（ただし、これらの契約が合意解除される場合を除きます。）、⑨2025年12月15日以降、対象者及びその子会社の事業、資産、負債、財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー若しくはこれらの見通し又は本取引の実行に対して重大な悪影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある事由若しくは事象、又は国内外の株式市況その他の市場環境、金融環境及び経済環境に重大な変化（ただし、かかる変化が、本公開買付けにおける対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）及び本新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「本新株予約権買付け価格」といいます。）を維持することができない程度に対象者の企業価値又は株式価値の棄損が生じるものに限り、(i) 本取引の公表に伴う対象者株式の市場価格の変動、(ii) 国内外の政治情勢、経済情勢、金融市場又は証券市場の変化に起因する影響（国際的な外交上の関係悪化、テロ行為、政局不安その他国内外の政治的危機によって引き起こされるものを含みます。）、(iii) 戦闘行為、戦争、天災又は人災の発生又は拡大に起因する影響、(iv) 対象者の事業が属する業界全般に生じた情勢の変動に起因する影響、(v) 新型コロナウイルス感染症その他の感染症の流行、流行の継続又は流行の拡大に起因する影響、及び(vi) 法令等、会計基準又はそれらの解釈の変更に起因する影響を除きます。）が生じておらず、かつその具体的なおそれが生じていないことを実施の前提条件としております。

（注2）台湾及びベトナムにおける競争法令上の届出に係る承認又は待機期間の満了が含まれます。

その後、公開買付け者は、本公開買付けの実施に向けて、台湾及びベトナムの競争法令に基づく必要な手続及び対応を進めており、台湾における競争法令上の届出について、2026年1月21日（現地時間）付で、台湾公平交易委員会から、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）については競争制限に係る懸念を生じないため、待機期間を短縮する旨の文書が発出され、公開買付け者は、2026年1月22日（現地時間）に当該文書を受領し、本株式取得の承認がなされたことを確認いたしました。

また、ベトナムにおける競争法令上の届出については、2025年12月3日（現地時間）付でベトナム国家競争委員会に本株式取得についての事前届出を提出し、2026年1月8日（現地時間）付で、ベトナム国家競争委員会から当該届出が受理されたことを確認する文書が発出され、公開買付け者は、同日当該通知を受領しております。その後、ベトナム国家競争委員会から、2026年2月6日（現地時間）付で、当該届出が正式審査（二次審査）に付され

たことを通知する文書が発出されました。さらに、ベトナム国家競争委員会から、2026年3月20日（現地時間）付で、追加の情報及び資料の提出を要求する文書が発出され、それを受け、公開買付者及び対象者は、2026年4月7日（現地時間）付で、当該文書にて要求された情報及び資料を提出いたしました。その後、公開買付者は、ベトナムにおける競争法令上の届出に関して、ベトナム国家競争委員会から、2026年5月5日（現地時間）付で、本株式取得を承認することを決定する旨の通知が発出され、同月7日（現地時間）に当該通知を受領し、同日付でベトナムの競争法令に基づく手続が完了したことを確認いたしました。以上をもって、本取引の実行に必要な全ての競争法令上の許認可の取得が完了し、本株式取得を実行することが可能となったことを確認いたしました。

なお、上記のとおり、ベトナムの競争法に関するクリアランスの取得は完了しておりますが、当該クリアランスの取得の条件として、オムロン（以下に定義します。）及びその連結子会社並びに対象者及びその連結子会社は、ベトナム国内市場における完成品医療機器全般（血圧計等）の販売価格及び製品価格の変動や、関連する顧客との商取引契約の履行状況についてベトナム国家競争委員会に報告すること、ベトナムにおける研究開発能力の強化や、生産性向上・原価低減等を通じた血圧計等の安定的な供給の維持等を含む、本取引の肯定的影響を強化する計画について報告すること、本取引から3年ごとに、当該条件の遵守状況について報告すること及びベトナム競争法を遵守することが必要とされております。なお、現地コンサルティング事務所によれば、仮に公開買付者又は対象者がこれらの条件を遵守しなかった場合であっても、本取引の有効性が遡及的に否定されることはなく、本取引自体への影響は生じないとのことです。

そして、公開買付者は、2026年5月18日までに、本公開買付前提条件が、以下の方法により、充足されていることを確認したことから、本公開買付けを2026年5月19日より開始することいたしました。なお、2025年12月15日付公開買付者プレスリリースにおいて記載された本公開買付けの内容や条件に変更はありません。

- ① 公開買付者は、対象者より、2026年5月18日開催の対象者取締役会において、2026年5月18日現在においても、2025年12月15日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断し、改めて、本公開買付けに賛同する旨の意見表明を適法かつ有効に行い、かつ、対象者の株主及び本新株予約権者に対しても本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議がなされ、当該意見が変更又は撤回されず有効である旨の報告を受け、2026年5月18日に、当該決議が実施され、かかる意見表明が変更又は撤回されず有効であることを確認したことから、本公開買付前提条件①の充足を確認いたしました。
- ② 公開買付者は、対象者より、本特別委員会が、2025年12月15日以降、2026年5月18日までの事情を勘案しても、対象者取締役会に対して賛同・応募推奨意見を表明することに肯定的な答申を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、上記意見に変更がない旨の答申書を提出し、かつ、当該答申の内容が変更又は撤回されず有効である旨の報告を受け、2026年5月18日に、当該答申書が対象者取締役会に提出され、かつ、かかる答申書が変更又は撤回されず有効であることを確認したことから、本公開買付前提条件②の充足を確認いたしました。
- ③ 公開買付者は、本取引の実行にあたり必要となる国外の競争法令上の手続が全て完了したことから、本公開買付前提条件③の充足を確認いたしました。
- ④ 公開買付者は、対象者より、2026年5月18日時点において、対象者に関する未公表の重要事実又は公開買付け等事実が存在しない旨の報告を受け、同日、当該事実は存在していないことを確認したことから、本公開買付前提条件④の充足を確認いたしました。
- ⑤ 公開買付者は、対象者より、2026年5月18日時点において、司法・行政機関等に対して、本公開買付けの開始を禁止又は制限することを求める旨のいかなる申立、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ、本公開買付けの開始を禁止又は制限する司法・行政機関等の判断等が存在しない旨の報告を受け、同日、当該判断等は存在していないことを確認したことから、本公開買付前提条件⑤の充足を確認いたしました。

- ⑥ 公開買付者は、対象者より、2026年5月18日時点において、2025年12月15日以降、本公開買付けが開始されていたとするならば、本公開買付けの撤回等が認められるべき事情が対象者グループに生じていない旨の報告を受け、同日、当該事情は生じていないと判断したことから、本公開買付前提条件⑥の充足を確認いたしました。
- ⑦ 公開買付者は、対象者より、2026年5月18日時点で、対象者の株主総会において、2025年12月15日以降の日に実施される剰余金の配当に関する議案が対象者の株主総会において承認されておらず、また、当該議案を目的事項とする株主総会の招集も決定されていない旨の報告を受け、本公開買付前提条件⑦の充足を確認いたしました。
- ⑧ 公開買付者は、本応募契約が変更されずに適法かつ有効に存続しており、また、本応募契約に定める本応募合意株主の表明及び保証の重要な点における違反及び各本応募契約に基づき履行又は遵守すべき各本応募合意株主の義務の重要な点における違反について認識していない（本応募契約において、自らが表明及び保証した事項について真実でないこと若しくは正確でないこと又はそのおそれがあることを認識した場合には相手方当事者に対する通知が必要とされており、当該通知はないことから違反はないと理解しております。）ことから、本公開買付前提条件⑧の充足を確認いたしました。
- ⑨ 公開買付者は、対象者より、2026年5月18日時点において、2025年12月15日以降、対象者及びその子会社の事業、資産、負債、財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー若しくはこれらの見通し又は本取引の実行に対して重大な悪影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある事由若しくは事象、又は国内外の株式市況その他の市場環境、金融環境及び経済環境に重大な変化が生じておらず、かつ、その具体的なおそれが生じていない旨の報告を受け、同日、当該事由は生じていないと判断したことから、本公開買付前提条件⑨の充足を確認いたしました。

## 記

### 1. 買付け等の概要

公開買付けの目的	対象者の完全子会社化
買付け等の期間	2026年5月19日（火曜日）から2026年6月15日（月曜日）まで（20営業日）（注1）
買付け等の価格	普通株式1株につき、金1,110円 本新株予約権1個につき、金717,600円
買付予定数の下限	11,230,300（株）（注2）
買付予定数の上限	—
対象者の意見	本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

（注1）法第27条の10第3項の規定により、対象者から本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、2026年6月29日（月曜日）までとなります。

（注2）当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における当該買付け等の後の公開買付者の株券等所有割合（法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいい、その者に同条第1項第1号に規定する特別関係者がある場合にあっては、その株券等所有割合を加算したものをいいます。）は、66.57%（小数点以下第三位を四捨五入。）です。なお、対象者が2026年5月13日に公表した「2026年3

月期 決算短信(日本基準)(連結) (以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された 2026 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 (21,427,600 株) に、対象者から報告を受けた同日現在残存し権利行使可能な本新株予約権 252 個の目的となる対象者株式の数 (201,600 株) を加算した株式数 (21,629,200 株) から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数 (4,712 株) を控除した株式数 (21,624,488 株、以下「本基準株式数」といいます。) に係る議決権の数 (216,244 個) を分母として計算しております。

## 2. 買付け等の目的

### (1) 公開買付けの目的の概要

公開買付者は、本日現在、東京証券取引所グロース市場に上場している対象者株式を 3,165,200 株 (所有割合 (注 1) : 14.64%) 所有する対象者の第 3 位株主であります。

(注 1) 「所有割合」とは、本基準株式数 (21,624,488 株) に対する割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じとします。

公開買付者は、2025 年 12 月 15 日付の取締役会において、対象者株式の全て (ただし、譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役及び執行役員に付与された対象者の譲渡制限付株式 (以下「本譲渡制限付株式」といいます。) 並びに本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。以下同じとします。) 及び本新株予約権の全て (注 2) を取得することにより、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引 (以下「本取引」といいます。) の一環として、本公開買付けを実施することを決議しております。

(注 2) 応募の対象となる、対象者から報告を受けた 2026 年 3 月 31 日現在残存し権利行使可能な本新株予約権は 252 個です。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を 11,230,300 株 (所有割合 : 51.93%) と設定しており、本公開買付けに応募された株券等 (以下「応募株券等」といいます。) の数の合計が買付予定数の下限 (11,230,300 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者株式の全て及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを企図しているため、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (11,230,300 株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限 (11,230,300 株) については、本基準株式数 (21,624,488 株) に係る議決権の数 (216,244 個) に 3 分の 2 を乗じた数 (144,163 個) (小数点以下を切り上げた数。) から本譲渡制限付株式のうち対象者取締役の所有する株式数 (20,800 株) に係る議決権の数 (208 個) を控除し、対象者の単元株式数 (100 株) を乗じた株式数 (14,395,500 株) から、公開買付者が本日現在所有する対象者株式の数 (3,165,200 株) を控除した株式数 (注 3) としております。これは、本取引において、公開買付者は対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としており、本公開買付けにおいて対象者株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対して、本株式併合 (下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」の「② 株式併合」で定義します。以下同じです。) の手続を実施することを要請する予定であるところ、本株式併合の手続を実施する際には、会社法 (平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。) 第 309 条第 2 項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者が所有する株式数に係る議決権数及び本譲渡制限付株式のうち対象者取締役が所有している株式数に係る議決権数の

合計が対象者の総株主の議決権数の3分の2以上となるようにするためです。

(注3) 本譲渡制限付株式は、譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができませんが、対象者は、2025年12月15日開催の対象者取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本取引の一環として実施される本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議しているとのことであり、当該決議に際しては、対象者の取締役3名のうち2名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員が賛成の議決権を行使していること、並びに当該決議に参加した取締役全員が本譲渡制限付株式を所有しており、また、当該審議及び決議に参加していない取締役1名は、本譲渡制限付株式を所有していないことから、本公開買付けが成立した場合には、本譲渡制限付株式の所有者のうち、対象者取締役は本スクイズアウト手続（以下に定義します。）に賛同する見込みであると考えておりますので、買付予定数の下限を考慮するに際して、これらの本譲渡制限付株式のうち対象者取締役が所有している株式数に係る議決権の数を控除しております。

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年12月15日付で、対象者の創業者かつ代表取締役社長CEOであり対象者の第5位株主である後藤秀隆氏（所有株式数：1,880,000株、所有割合：8.69%）、対象者の主要株主であり第1位株主である後藤倫啓氏（所有株式数：3,600,000株、所有割合：16.65%）、対象者の主要株主であり第1位株主である後藤匡啓氏（所有株式数：3,600,000株、所有割合：16.65%）及び創業者一族の資産管理会社であり対象者の第4位株主であるゴトウホールディング株式会社（所有株式数：2,000,000株、所有割合：9.25%、以下「ゴトウホールディング」といい、後藤秀隆氏、後藤倫啓氏、後藤匡啓氏及びゴトウホールディングを総称して、以下「本応募合意株主」といいます。）（注4）との間で、公開買付応募契約書（以下「本応募契約」といいます。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主が所有する対象者株式の全て（11,080,000株、所有割合：51.24%。以下「本応募合意株式」といいます。）について、本公開買付けに応募する旨を合意しております。

なお、本応募契約の概要については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「① 本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）」及び「② 本応募契約（ゴトウホールディング・後藤秀隆氏）」をご参照ください。

(注4) なお、後藤秀隆氏は、後藤秀隆氏が所有する対象者株式1,880,000株のうち、614,000株（所有割合：2.84%）を、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）が後藤秀隆氏に対して有する貸金債権を被担保債権として、三菱UFJ銀行に担保（以下「本担保（後藤秀隆氏）」といいます。）として提供しておりましたが、後藤秀隆氏は、2026年5月7日付で、本担保（後藤秀隆氏）の解除を受けております。また、ゴトウホールディングは、ゴトウホールディングが所有する対象者株式2,000,000株のうち、①590,000株（所有割合：2.73%）を、三菱UFJ銀行がゴトウホールディングに対して有する貸金債権を被担保債権として、三菱UFJ銀行に担保（以下「本担保（ゴトウホールディング（三菱UFJ銀行）」）といいます。）として、②300,000株（所有割合：1.39%）を、越前信用金庫がゴトウホールディングに対して有する貸金債権を被担保債権として、越前信用金庫に担保（以下「本担保（ゴトウホールディング（越前信用金庫）」）といいます。）として、③210,000株（所有割合：0.97%）を、株式会社北陸銀行がゴトウホールディングに対して有する貸金債権を被担保債権として、株式会社北陸銀行に担保（以下「本担保（ゴトウホールディング（株式会社北陸銀行）」）といいい、本担保（ゴトウホールディング（三菱UFJ銀行））、本担保（ゴトウホールディング（越前信用金庫））及び本担保（ゴトウホールディング（株式会社北陸銀行））を総称して「本担保（ゴトウホールディング）」といいます。）として、提供しておりましたが、ゴトウホールディングは、2026年4月21日から同年5月7日にかけて、本担保（ゴトウホールディング）の全ての解除を受けております。

また、公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式の全て及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合に

は、本公開買付けの成立後に、下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者を完全子会社化するための一連の手続（以下「本スクイズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。詳細は、下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」をご参照ください。

なお、対象者が2025年12月15日付で公表した「オムロンヘルスケア株式会社による当社株式等に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「2025年12月15日付対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。また、上記取締役会においては、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会に対して、本特別委員会が2025年12月12日付で対象者取締役会に行った答申内容に変更がないか否か検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の内容を答申するよう諮問すること、及びかかる答申内容を踏まえて、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議していたとのことです。

さらに、対象者が2026年5月18日に公表した「オムロンヘルスケア株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「2026年5月18日付対象者プレスリリース」といい、2025年12月15日付対象者プレスリリースと併せて「対象者プレスリリース」と総称します。）によれば、対象者は、2026年1月22日、公開買付者より、台湾の競争法令上のクリアランスの取得が2026年1月22日に完了した旨の連絡を受領し、2026年5月8日、公開買付者より、ベトナムの競争法令上のクリアランスの取得が2026年5月5日に完了した旨の連絡を受領したとのことです。その後、2026年5月12日、公開買付者より、2026年5月18日までに、本公開買付前提条件が充足されることを前提に、本公開買付けを2026年5月19日から開始したい旨の連絡を受領し、これを本特別委員会に共有したとのことです。

これを受けて、本特別委員会は、対象者に対して、2025年12月15日以後、本公開買付前提条件の充足状況及び本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認を行い、上記諮問事項について検討を行った結果、2025年12月15日以後、2026年5月18日までの事情を勘案しても2025年12月12日付で対象者取締役会に対し行った答申内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2026年5月18日に、委員全員の一致の決議により、対象者取締役会に対して、上記答申内容を変更する必要はないものと考える旨の追加答申書（以下「2026年5月18日付答申書」といいます。）を提出したとのことです。

その上で、対象者は、本特別委員会から提出された2026年5月18日付答申書の内容を最大限尊重しながら、対象者の業況や本取引を取り巻く環境を踏まえ、本公開買付けを含む本取引の一連の手続及び本取引に関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、2026年5月18日現在においても、2025年12月15日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断したとのことです。

以上より、対象者は、2026年5月18日開催の対象者取締役会において、改めて、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

上記の対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

## (2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針

### ① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、2003年7月に、オムロン株式会社（以下「オムロン」といいます。）の社内カンパニーの1つで

あった「ヘルスケアビジネスカンパニー」が分社化され、株式会社オムロンライフサイエンス研究所と統合して設立され、血圧計、ネブライザー（注1）、体温計といった家庭用健康機器の開発・製造・販売、家庭用健康管理ソフトウェアの開発・販売、健康増進サービス事業の展開等を行っております。

（注1）「ネブライザー」とは、吸入薬を霧状にし、直接気管支に届けるための器具を意味します。

公開買付者の企業グループは、本日現在、公開買付者及び連結子会社 25 社及び持分法適用関連会社 3 社（以下「公開買付者グループ」といいます。）で構成されており、全世界で約 3,800 人の社員を擁し、130 以上の国と地域で商品・サービスを提供しています。

公開買付者は、“Going for ZERO -予防医療で世界を健康に-”を 2030 年に向けたビジョンとして掲げ、その実現を目指しています。これまで培ってきた技術力や開発力、デバイスの供給能力等の強みを最大限に発揮し、「循環器事業」「呼吸器事業」「ペインマネジメント事業」の 3 つの事業にフォーカスして課題を解決しています。世界中の一人ひとりの健康で健やかな生活に貢献するために、強みである「循環器事業」、「呼吸器事業」、「ペインマネジメント事業」及び「その他のヘルスケア事業」における家庭用・医療用健康機器と医療分野での知見を活用し、新しい予防医療を創出していきたく考えております。

一方で、対象者は、1982 年 8 月に福井県大野市元町で松屋縫製機器販売株式会社として創業し、1994 年 5 月に株式会社松屋アールアンドディへ商号変更を行い、現在の本店所在地である福井県大野市鋤掛に事務所・工場を移転したとのことです。

対象者株式は、2020 年 4 月に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、2022 年 4 月の東京証券取引所における市場区分の見直しに伴い、東京証券取引所マザーズ市場からグロース市場に移行し、現在に至っているとのことです。

対象者の企業グループは、本日現在、対象者及び連結子会社 3 社（瑪茨雅商貿（上海）有限公司、Matsuya R&D (Vietnam) Co.,Ltd.、Matsuya R&D (Myanmar) Co.,Ltd.）の計 4 社（以下「対象者グループ」といいます。）で構成されており、縫製自動機の開発・製造・販売や自社設計の縫製自動機を用いて各種縫製品の製造・販売の事業を行っているとのことです。

対象者グループにおける報告セグメントは、メディカルヘルスケア事業、セイフティシステム事業、その他事業の 3 つに区分しており、各分野ごとに自社設計による縫製自動機を用いた生産ラインを活用して、各種製品の品質向上・コスト低減を図るとともに、各製品の生産販売で獲得した収益を縫製自動機の開発に投入して、より高性能な縫製自動機の開発に繋げることが可能となり、各分野ごとにそれぞれシナジー効果を得られると考えているとのことです。

メディカルヘルスケア事業は、公開買付者グループ（公開買付者、OMRON Healthcare Manufacturing Vietnam CO.,LTD.、OMRON Dalian Co.,Ltd.）向けの血圧計腕帯をベトナムを中心として製造・販売を行っているとのことです。血圧計腕帯製品は顧客からの要求に沿って受注生産にて製造されるため、在庫リスクが低い上に、顧客（公開買付者グループ）の内示に基づいた生産計画を立てることで、効率的に稼働することが可能となっているとのことです。またメディカルヘルスケア関連向けの自社設計による縫製自動機を用いた生産ラインでは、一部の工程において自動化、省人化、省熟化（注2）を図ることで、コスト削減に貢献しているとのことです。

（注2）「省熟化」とは、熟練者の高度な技能や長い経験に依存しないように工程を設計・改善することを指します。

具体的には、業務プロセスの自動化や標準化の導入によって作業のばらつきを減らし、短い訓練期間でも誰でも一定品質で作業できる状態にすることとのことです。

セイフティシステム事業は、自動車関連メーカー等向けのカーシート、エアバッグ等の受託生産に加え、自動車の安全装置（エアバッグ）に関する縫製自動機の開発・製造・販売を行っているとのことです。対象者グループは長年の縫

製自動化に取り組んできた実績があり、裁断から縫製までの全工程をカバーする幅広い製品を今日まで開発してきたとのことです。そのノウハウを活かした各種縫製自動機を開発・製造しているとのことです。このように対象者グループと同様の縫製自動機を提供している企業は少ないことに加え、対象者グループは各工程の自動機を顧客の要望に合わせて提供可能であることを強みとしているとのことです。また、エアバッグメーカー向けを中心に、生産ラインごとに纏まった受注が得られる事業形態であることから、安定して収益を計上できる事業となっているとのことです。本日現在、自動車の安全装置（エアバッグ）を中心とした縫製の自動化・省人化・省熟化を推進することを目的として、顧客の要望に合わせた電子プログラムマシン等の縫製自動機・レーザー裁断機等の開発、製造、販売を行っているとのことです。

その他事業は、メディカルヘルスケア及び自動車関連メーカー向け以外の顧客から依頼を受けて開発した縫製自動機の開発・製造・販売をその他事業としているとのことです。長年のノウハウを生かし家具やインテリアメーカー、アパレル関係等を中心とした顧客に対しそれぞれのニーズにあった縫製自動機を開発・製造・販売を行っているとのことです。

また、対象者グループは中長期的には、あらゆる縫製自動化のニーズに応えるべく、高機能な縫製自動機の開発により、顧客の縫製工程の自動化に貢献していくこと、縫製品においては、血圧計腕帯のほか、カーシート及びエアバッグの事業拡大を重点課題とし、将来の成長に向けて取り組んでいるとのことです。具体的には、将来的に運転資本の圧縮と合わせ営業キャッシュ・フローの拡大を図り、その範囲内で成長のための投資を実現することで、資本効率を着実に向上させていく所存であるとのことです。常に付加価値の高い製品・サービスを提供できるよう努めるとともに、営業利益の絶対額を高めるべく事業規模を拡大していくことで、企業価値の最大化を図っているとのことです。

一方で、我が国経済については、資源・エネルギー価格の高止まりや物価・金利の上昇による経済活動への悪影響、さらには米国におけるトランプ政権発足による関税等の政策動向が及ぼす影響等先行き不透明感が強まっていると認識しているとのことです。このような状況の中、対象者グループにおいては既存事業の拡大のほか、新規事業への進出も積極的に実施していく必要性を認識しており、そのためにも研究開発力の強化、生産体制・生産能力の強化、品質の向上、新しい販路及び取引先の拡大等の課題に取り組むべく、外部パートナーの活用や長期的視野に立った経営体制の構築が必要と考えているとのことです。

なお、公開買付者と対象者の資本関係については、公開買付者が、血圧計の基幹部品である腕帯の安定供給先としての対象者と取引関係を強化するために、2007年2月、対象者株式125株（当時の発行済普通株式の5.56%）を取得いたしました。また、同時に、公開買付者の当時の連結子会社であったオムロン松阪株式会社も対象者株式125株（当時の発行済普通株式の5.56%）を取得いたしました。

その後、公開買付者は、2012年4月1日付で、市場ニーズにあった競争力ある商品スピーディーにグローバルに提供することを目的として、オムロン松阪株式会社を吸収合併したことにより、対象者株式250株を所有するに至り、また、対象者が2019年3月28日付で対象者株式1株につき1,000株の割合で株式分割を、対象者が2021年10月1日付で対象者株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより、対象者株式500,000株を所有するに至りました。

また、公開買付者は、2000年頃より対象者からの血圧計腕帯の購入を開始し、以降継続的に対象者から血圧計腕帯の購入をしてまいりました。

そして、公開買付者は、2022年5月、対象者との新製品の開発や各種経営上の課題に協働でかつ速やかに取り組むために資本業務提携を強化することを決議し、2022年6月2日付で、対象者の既存株主から対象者株式30,000株（当時の発行済普通株式の0.57%）を相対取得したほか、2022年6月6日から2023年5月29日にかけて市場買付けの方法により対象者株式261,300株（当時の発行済普通株式の3.65%）を追加取得したことにより、対象者株式791,300株（当時の発行済普通株式の14.97%）を所有するに至り、対象者との資本業務提携関係をより強固にしました。さらに、対象者が2023年7月1日付で対象者株式1株につき4株の割合で株式分割を行ったことにより、本日現在、公開買付者は、対象者株式3,165,200株（所有割合：14.64%）を所有するに至りました。

公開買付者は、血圧計市場の競争環境が激化している中で、血圧計腕帯は、血圧計の精度や品質を左右する重要部品であり、血圧計安定供給の重要性は益々高まっているものと考えております。また、昨今、血圧計における需要のボリュームゾーンが中低価格帯にシフトしており、競合他社との価格競争がこれまで以上に激化していると認識しております。公開買付者は、こうした競争激化に備え、対象者において、血圧計腕帯の安定供給の確保、公開買付者の新製品のより迅速な開発及び血圧計生産ラインの低コスト化を推進する必要があると考え、生産性及び価格競争力（コスト競争力）の向上が、対象者における重要な経営課題と認識するに至りました。

このような状況の下、2025年4月頃より、対象者と継続して議論を重ね、公開買付者は、対象者とさらに経営資源を共有し、案件を共同で進めることによりシナジー効果を発揮することが望ましいと判断するに至りました。

しかしながら、公開買付者は対象者株式を一定程度所有するに留まっており、公開買付者と対象者がそれぞれ独立した経営を行っている現状においては、公開買付者グループ及び対象者グループが相互に経営資源・ノウハウを活用したり、情報交換を行ったりする場合、その有用性や取引としての客観的な公正性について、対象者の一般株主の皆様を含む各ステークホルダーの利益を考慮する必要があり、パートナーシップの強化にあたって一定の制約が生じる状況にあります。競争環境が激化している中で対象者の経営課題を早期に解決するために必要な施策について、早期かつ積極的に取り組む必要があるにもかかわらず、対象者株式の上場を維持した場合には、中長期的には株主価値を向上させるような大胆な戦略投資、構造改革や組織再編であっても、一時的な利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化等により、短期的には株主価値を毀損する可能性があると考えました。そのため、対象者の一般株主の利益保護等の観点から戦略として採用しにくく、また、意思決定にも時間を要するため、対象者株式の上場を維持したままパートナーシップの強化を早期に実施することは困難であると考えました。さらに、対象者に公開買付者以外の一般株主がいる場合には、公開買付者とその他の株主間で利害の対立が生じ、営業秘密を含む情報の共有が十分に実施できないことも想定されると考えました。したがって、公開買付者は、中長期的に競争力・収益力を高めるための各取組みを柔軟かつ機動的に推進するためには、対象者を公開買付者の完全子会社とした上で、企業成長に向けた施策を進めることが最適であると、2025年6月中旬に判断いたしました。

なお、公開買付者が、本取引において想定している具体的な施策及びシナジー効果としては以下のとおりです。また、公開買付者が対象者株式を取得することによるディスシナジーは特段想定されず、ディスシナジーの有無に関しての詳細な検討はしておりません。

- (a) 対象者に公開買付者以外の一般株主がいる場合には共有することが難しい開発、製造、営業に関する機密情報を相互に共有することを含め、公開買付者と対象者がより緊密に連携し新製品の開発や生産の効率化に取り組むことにより、両社のお互いの強みを一層活かし、グローバル市場での競争優位性及び成長を実現すること、並びに対象者の縫製技術や自動化設備と、公開買付者のグローバル展開力・ブランド力を掛け合わせることを通じ、新たな価値を創出できると考えております。なお、公開買付者は技術力や開発力、デバイスの供給能力等を強みとしており、対象者グループは各工程の自動機を顧客の要望に合わせて提供可能であることを強みとしていると認識しております。
- (b) 公開買付者のグローバル販売ネットワークを通じ、対象者が検討している新規事業の販売先の紹介、商談機会の設定等を通じて、対象者の事業拡大に貢献することができると考えております。

このような認識や考えの下、公開買付者は、2025年6月18日、対象者の代表取締役社長CEOである後藤秀隆氏に対し、本取引の検討を開始した旨及び本取引について具体的に協議を開始したい旨を伝達し、2025年6月30日、後藤秀隆氏より協議に応じる旨の回答を得て、メディカルヘルスケア事業の競争力強化を共に進めていく議論を後藤秀隆氏との間で開始いたしました。その後、対象者を公開買付者の完全子会社とすることに係る協議・交渉を行う体制を構築すべく、2025年8月1日、公開買付者は、公開買付者グループ及び対象者から独立した

ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、同月4日にリーガル・アドバイザーとしてTMI 総合法律事務所をそれぞれ選任いたしました。

公開買付者は、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）より受領した各デュー・ディリジェンス分野の初期開示資料等の開示情報の内容を基礎とした検討及び分析を行い、2025年9月29日に、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを前提とした、本公開買付価格を950円（意向表明書提出日の前営業日である2025年9月26日の東京証券取引所グロス市場における対象者株式の終値779円に対して21.95%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。））とした法的拘束力のない意向表明書（以下「本意向表明書」といいます。）を対象者に対して提出いたしました。その後、公開買付者は、2025年10月10日に、対象者より、本取引の実施に向けたデュー・ディリジェンスの実施に応じる旨を含む回答書を受領し、対象者に対するデュー・ディリジェンスを2025年10月上旬から同年11月下旬まで実施いたしました。また並行して、同年12月中旬にかけて、対象者との間で、本公開買付価格についての協議・検討を続けてまいりました。

具体的には、公開買付者は、2025年11月21日、対象者から開示を受けた2026年3月期から2029年3月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）をはじめ、2025年10月上旬から同年11月下旬まで実施したデュー・ディリジェンスを通じた各種開示資料（有価証券報告書等の公開情報に加え、各事業別の詳細といった非公開情報も含まれます。）等に基づいた対象者の事業及び財務の状況の分析結果、及び本公開買付けに対する応募の見通し等の各種要素を総合的に勘案し、対象者に対して、対象者の2026年3月期の期末配当が無配であることを前提として、本公開買付価格を950円（当該提案日の前営業日である2025年11月20日の東京証券取引所グロス市場における対象者株式の終値807円に対して17.72%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値802円（小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。））に対して18.45%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値779円に対して21.95%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値735円に対して29.25%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする提案を行いました。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額213円との差額(737円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(800株)を乗じた金額である589,600円とする旨の提案を行いました。

これに対し、公開買付者は、2025年11月21日、対象者及び本特別委員会より、当該提案価格は、プレミアム水準において同種事案（下記「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(iii) 判断の内容」に定義します。以下同じです。）におけるプレミアム水準と照らして低く十分でないこと、及び本事業計画を基に合理的な前提を置いてディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）により評価される対象者株式の理論株価の算定レンジに照らして、対象者の企業価値を十分に反映した価格とは考えられないことから、対象者の少数株主にとって十分と言える水準ではないと考えており、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格に関する再度の提案を検討するよう連絡を受けました。

公開買付者は、対象者及び本特別委員会からの上記の回答を踏まえ、2025年11月26日、本公開買付価格を1,000円（当該提案日の前営業日である2025年11月25日の東京証券取引所グロス市場における対象者株式の終値803円に対して24.53%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値801円に対して24.84%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値782円に対して27.88%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値738円に対して35.50%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする提案を行いました。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額213円との差額(787円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(800株)を乗じた金額である629,600円とする旨の提案を行いました。

これに対し、公開買付者は、2025年11月27日、対象者及び本特別委員会より、当該提案価格は、プレミアム水準において同種事案におけるプレミアム水準と照らして低く十分でないこと、及び本事業計画を基に合理的な前提を置いてDCF法により評価される対象者株式の理論株価の算定レンジに照らして、対象者の企業価値を十分に反映した価格とは考えられないことから、対象者の少数株主にとって十分と言える水準ではないと考えており、本公

公開買付価格及び本新株予約権買付価格に関する再度の提案を検討するよう連絡を受けました。公開買付者は、対象者及び本特別委員会からの上記の回答を踏まえ、2025年12月1日、本公開買付価格を1,050円（当該提案日の前営業日である2025年11月28日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値849円に対して23.67%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値807円に対して30.11%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値788円に対して33.25%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値743円に対して41.32%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする提案を行いました。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額213円との差額(837円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(800株)を乗じた金額である669,600円とする旨の提案を行いました。

これに対し、公開買付者は、2025年12月2日、対象者及び本特別委員会より、当該提案価格は、プレミアム水準において同種事案におけるプレミアム水準と照らして低く十分でないこと、及び本事業計画を基に合理的な前提を置いてDCF法により評価される対象者株式の理論株価の算定レンジに照らして、依然として十分と言える水準ではないと考えていることから、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格に関する再度の提案を検討するよう連絡を受けました。

公開買付者は、対象者及び本特別委員会からの上記の回答を踏まえ、2025年12月4日、本公開買付価格を1,070円（当該提案日の前営業日である2025年12月3日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値849円に対して26.03%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値815円に対して31.29%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値794円に対して34.76%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値748円に対して43.05%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする提案を行いました。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額213円との差額(857円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(800株)を乗じた金額である685,600円とする旨の提案を行いました。

これに対し、公開買付者は、2025年12月5日、対象者及び本特別委員会より、当該提案価格は、プレミアム水準において同種事案におけるプレミアム水準と照らして低く十分でないこと、及び本事業計画を基に合理的な前提を置いてDCF法により評価される対象者株式の理論株価の算定レンジに照らして、依然として十分と言える水準ではないと考えていることから、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格に関する再度の提案を検討するよう連絡を受けました。

公開買付者は、対象者及び本特別委員会からの上記の回答を踏まえ、2025年12月9日、本公開買付価格を1,110円（当該提案日の前営業日である2025年12月8日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値864円に対して28.47%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値823円に対して34.87%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値800円に対して38.75%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値753円に対して47.41%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする提案を行いました。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額213円との差額(897円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(800株)を乗じた金額である717,600円とする旨の最終提案を行いました。

これに対し、公開買付者は、2025年12月10日、対象者及び本特別委員会より、依然として同種事案のプレミアム水準に照らして、遜色ない水準であるとは言えず、対象者の少数株主の皆様の利益最大化の観点から、さらなる本公開買付価格の引き上げを改めて検討してほしいとの結論に至り、具体的には本公開買付価格を1,150円での最終提案を検討するよう連絡を受けました。

公開買付者は、対象者及び本特別委員会からの上記の回答及び要請を踏まえ、2025年12月10日、再度真摯に検討を行ったものの、本公開買付価格のこれ以上の引き上げは困難であり、最大限譲歩した水準として改めて、本公開買付価格を1,110円（当該提案日の前営業日である2025年12月9日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値867円に対して28.03%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値826円に対して34.38%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値803円に対して38.23%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値754円に対して47.21%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）を本公開

買付価格と本新株予約権 1 個当たりの行使価額 213 円との差額(897 円)に本新株予約権 1 個当たりの目的となる対象者株式数(800 株)を乗じた金額である 717,600 円とする旨の最終提案を行いました。

これに対し、公開買付者は、2025 年 12 月 12 日、対象者及び本特別委員会より、公開買付者による最終提案における本公開買付価格及び本新株予約権買付価格に応諾する旨の回答を受けました。なお、同日以降、公開買付者と対象者との間で特段の交渉等は行われておりません。

他方、公開買付者は 2025 年 11 月 14 日から 2025 年 12 月 10 日にかけて、本応募合意株主との間で本応募契約の内容について、協議・交渉を実施しました。具体的には、公開買付者は、本意向表明書に記載の本公開買付価格と同額である 950 円を起点として継続的に協議・交渉を開始いたしました。本応募合意株主からの価格引き上げ要請を受けて、公開買付者は、2025 年 11 月 28 日に本公開買付価格を 1,110 円とした場合の本公開買付けへの応募の意向について本応募合意株主に対して打診をし、同日、応募の意向がある旨の確認をいたしました。また、本公開買付価格に加えて、公開買付者による本公開買付けの開始義務の前提条件、本応募合意株主による本公開買付けへの応募の前提条件、公開買付者による表明保証の内容、本応募合意株主による表明保証の内容等の契約条件について協議を進め、2025 年 12 月 10 日に、本公開買付価格を 1,110 円とすること及び本公開買付価格以外の応募の前提条件について本応募合意株主との間で合意に至り、2025 年 12 月 15 日付で、本応募合意株主との間で本応募契約を締結しました。なお、本応募契約の詳細については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「① 本応募契約 (後藤倫啓氏・後藤匡啓氏)」及び「② 本応募契約 (ゴトウホールディング・後藤秀隆氏)」をご参照ください。

その後、公開買付者は、2026 年 5 月 18 日までに、台湾及びベトナムの競争法令に基づく必要な手続及び対応は完了しており、本公開買付前提条件が充足されていることを確認したことから、2026 年 5 月 18 日、本公開買付けを 2026 年 5 月 19 日から開始することといたしました。

## ② 買付け等の価格の算定の経緯及び基礎

### (i) 対象者株式

公開買付者は、上記「① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の経緯を経て、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のみずほ証券から 2025 年 12 月 12 日付で取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書 (以下「本株式価値算定書 (みずほ証券)」) といします。) の算定結果に加え、2025 年 10 月上旬から同年 11 月下旬まで実施したデュー・デリジェンスの結果、対象者株式の市場株価の動向、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果を踏まえ、最終的に 2025 年 12 月 15 日付の取締役会において本公開買付価格を 1,110 円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格である 1,110 円は、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である 2025 年 12 月 12 日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値 910 円に対して 21.98%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 839 円に対して 32.30%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 811 円に対して 36.87%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 760 円に対して 46.05%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

また、本公開買付価格である 1,110 円は、本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である 2026 年 5 月 15 日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値 1,105 円に対して 0.45%のプレミアムを加えた価格となります。

### (ii) 本新株予約権

本新株予約権は、2025年12月15日時点において、対象者株式1株当たりの行使価額213円が本公開買付価格（1,110円）を下回っており、かつ権利行使期間が到来して権利行使条件を充足しています。そこで、公開買付者は、本新株予約権買付価格を本公開買付価格である1,110円と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額(897円)に本新株予約権1個の目的となる対象者株式数（800株）を乗じた金額（717,600円）とすることを決定いたしました。また、本新株予約権は、新株予約権発行要項において譲渡による本新株予約権の取得については対象者取締役会の決議による承認を要するものとされ、かつ新株予約権割当契約書において譲渡が禁止されているとのこと。対象者は、本新株予約権の譲渡が可能となるよう、2025年12月15日開催の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、本新株予約権者がその所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて承認する旨、並びに譲渡を希望する場合は、本新株予約権に係る新株予約権割当契約書の内容を変更し譲渡可能な内容とする旨の決議をしたとのこと。

なお、公開買付者は、上記のとおり、本新株予約権買付価格を決定したことから、第三者算定機関から算定書や意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

### ③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

上記「（1）公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、対象者は本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのこと。対象者プレスリリースによれば、対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由は以下のとおりとのこと。

#### （i）検討体制の構築の経緯

上記「① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者は、2025年4月頃より公開買付者及び公開買付者の親会社であるオムロン（以下「公開買付者ら」といいます。）との間で、両者の強みを活かしたコスト競争力の強化を図る等、シナジーの最大化に向けた資本提携に関する継続的かつ友好的な協議を行っていたところ、2025年6月18日に公開買付者から対象者の完全子会社化を目的とした初期的な提案書を受領したとのこと。なお、後藤秀隆氏は、2024年7月頃から、対象者の戦略的パートナーに対する株式譲渡を含めて後藤秀隆氏の所有する対象者株式の所有方針について検討を開始し、2025年6月中旬頃までに複数のプライベート・エクイティ・ファンドから同氏の所有する対象者株式の譲受けについて初期的な打診を受けたとのことですが、同月18日、公開買付者から対象者に対する初期的な提案が行われたことを踏まえ、公開買付者グループは対象者の主要事業である医療ヘルスケア事業における血圧計腕帯製品の主要な販売先であることや公開買付者と対象者の間に資本業務提携関係が存在し同事業に関する各種の協働を進めていること等を通じて公開買付者らと対象者との間で友好的な関係を築いてきていること、それらに伴う公開買付者の対象者に対する理解の深さ並びに対象者の中長期での企業価値向上を見据えた戦略及び施策を有していること等の観点より、最も対象者の企業価値向上に資すると評価した公開買付者との間で本格的に本取引について協議することとし、2025年6月下旬頃に公開買付者以外の第三者から受けた初期的な打診については謝絶したとのこと。そして、対象者は、本公開買付けは支配株主その他の関係会社による公開買付けには該当しないものの、公開買付者が対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としており対象者の少数株主に大きな影響を与えること、また、公開買付者が、本応募合意株主との間で、本応募合意株主が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することを内容とする本応募契約を締結しており、本応募合意株主と対象者の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえて、本公開買付けの実施を決定するに至る対象者の意思決定に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、その公正性を担保することを目的として、対象者、本応募合意株主及び公開買付者らから独立した立場で、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始したとのこと。

具体的には、下記「（３）公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会の委員並びにファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーの選定にあたり、対象者、本応募合意株主及び公開買付者ら並びに本取引の成否からの独立性及び守秘義務の確認や十分な検討リソースを確保するための契約条件について慎重に検討を行った上で、2025年8月13日開催の取締役会における決議により、対象者、本応募合意株主及び公開買付者らから独立した錦見光弘氏（対象者独立社外監査役）、佐々木豊氏（対象者独立社外取締役）及び漆間圭吾氏（対象者独立社外監査役）の3氏によって構成される本特別委員会を設置し、同日付で対象者、本応募合意株主及び公開買付者ら並びに本取引の成否のいずれからも独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、野村證券を、対象者、本応募合意株主及び公開買付者ら並びに本取引の成否のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所外国法共同事業（以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。）を、本特別委員会の承認が得られることを条件として、選任したとのことです。対象者は、同日、本特別委員会において、下記「（３）公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「③ 対象者における独立したリーガル・アドバイザーからの助言の取得」に記載のとおり、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券並びに対象者のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所について、その独立性及び適格性に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けているとのことです。

また、対象者取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会に対し、（ア）本取引を実施することの是非（本公開買付けについて対象者取締役会が賛同するべきか否か、及び、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨するべきか否か）を検討し、対象者取締役会に勧告を行うこと、並びに（イ）対象者取締役会における本取引についての決定が、対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについて検討し、対象者取締役会に意見を述べること（なお、（ア）の検討に際しては、対象者の企業価値の向上に資するか否かの観点から、本取引の是非について検討・判断するとともに、対象者の少数株主の利益を図る観点から、取引条件の公正性及び手続の公正性について検討・判断するものとしているとのことです。）（以下（ア）及び（イ）を総称して「本諮問事項」といいます。）を諮問したとのことです。そして、本特別委員会への本諮問事項の諮問にあたり、対象者取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うこと及び本特別委員会が本取引を実施すべきでない判断した場合、又は本取引の条件若しくは手続が公正ではないと判断した場合には、対象者取締役会は、本取引の実施を承認しないことを決議しているとのことです。併せて、対象者取締役会は、本特別委員会に対し、（i）対象者が本取引に関して行う交渉の過程に実質的に関与すること（必要に応じて、交渉方針に関して指示又は要請を行うこと及び自ら交渉を行うことを含むとのことです。）、（ii）本諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを選任し（この場合の費用は対象者が負担するとのことです。）、又は、対象者の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名し若しくは承認（事後承認を含むとのことです。）すること、（iii）本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、本諮問事項の検討及び判断に必要な事項について説明を求めること、（iv）対象者グループの役職員から、本諮問事項の検討及び判断に必要な情報を受領すること、（v）その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と本特別委員会が認める事項に関する権限を付与することを決議したとのことです。

さらに、対象者は、下記「（３）公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、本応募合意株主及び公開買付者らから独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の少数株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うことができる体制を対象者の社内に構築したとのことです。

## (ii) 検討・交渉の経緯

上記、「(i) 検討体制の構築の経緯」に記載の検討体制を構築した上で、対象者は、野村證券から対象者株式の価値算定結果に関する報告、公開買付者との交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受けるとともに、森・濱田松本法律事務所からは本取引における手続の公正性を確保するための対応についてのガイダンスその他の法的助言を受けたとのことです。また、本特別委員会へは、随時、協議・交渉過程の報告を行い、本特別委員会により事前に確認された対応方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等を受けており、これらを踏まえ、本取引の是非及び取引条件の公正性について慎重に検討を行ってきたとのことです。

具体的には、対象者は、2025年9月29日、公開買付者より本公開買付価格を950円（本意向表明書提出日の前営業日である2025年9月26日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値779円に対して21.95%のプレミアムを加えた価格）とする法的拘束力のない本意向表明書を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2025年10月10日、公開買付者に対し、当該提案価格は、プレミアム水準において同種事案におけるプレミアム水準と照らして低く十分でないこと、また、本事業計画を基に合理的な前提を置いてDCF法により評価される対象者理論株価の算定レンジに照らして、対象者の企業価値を十分に反映した価格とは考えられないことから、対象者の少数株主にとって十分と言える水準ではないと考えている旨を回答したとのことです。その後、対象者は、2025年10月上旬から2025年11月下旬の期間にかけて公開買付者によるデュー・デリジェンスを受け入れた上で、さらに公開買付者との協議・交渉を継続したとのことです。

その後、対象者は、2025年11月21日、公開買付者より、対象者から開示を受けた本事業計画をはじめ、2025年10月上旬から同年11月下旬まで実施したデュー・デリジェンスを通じた各種開示資料（有価証券報告書等の公開情報に加え、各事業別の詳細といった非公開情報も含むとのことです。）等に基づいた対象者の事業及び財務の状況の分析結果、及び本公開買付けに対する応募の見通し等の各種要素を総合的に勘案し、対象者に対して、対象者の2026年3月期の期末配当が無配であることを前提として、本公開買付価格を950円（当該提案日の前営業日である2025年11月20日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値807円に対して17.72%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値802円に対して18.45%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値779円に対して21.95%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値735円に対して29.25%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）とする提案を受領したとのことです。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額213円との差額(737円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(800株)を乗じた金額である589,600円とする旨の提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2025年11月21日、公開買付者に対し、当該提案価格は、プレミアム水準において同種事案のプレミアム水準に照らして十分でない水準であること、及び対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券のDCF法による株式価値算定レンジに照らして十分な水準とは言えず、また対象者の本源的価値を十分に反映した価格水準ではないことから、対象者の少数株主の利益に十分に配慮したものとは言えないと考えている旨を回答したとのことです。

その後、対象者は、2025年11月26日、対象者及び本特別委員会からの上記回答を踏まえ、公開買付者より、本公開買付価格を1,000円（当該提案日の前営業日である2025年11月25日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値803円に対して24.53%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値801円に対して24.84%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値782円に対して27.88%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値738円に対して35.50%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）とする提案を受領したとのことです。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額213円との差額(787円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(800株)を乗じた金額である629,600円とする旨の提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2025年11月27日、公開買付者に対し、当該提案価格は、プレミアム水準において同種事案のプレミアム水準に照らして、依然として十分でない水準であること、

及び対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券のDCF法による株式価値算定レンジに照らして、依然として十分な水準とは言えず、また対象者の本源的価値を十分に反映した価格水準ではないことから、対象者の少数株主の利益に十分に配慮したものとは言えないと考えている旨を回答したとのことです。

その後、対象者は、2025年12月1日、対象者及び本特別委員会からの上記回答を踏まえ、公開買付者より、本公開買付価格を1,050円（当該提案日の前営業日である2025年11月28日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値849円に対して23.67%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値807円に対して30.11%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値788円に対して33.25%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値743円に対して41.32%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）とする提案を受領したとのことです。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額213円との差額(837円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(800株)を乗じた金額である669,600円とする旨の提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2025年12月2日、公開買付者に対し、当該提案価格は、プレミアム水準において同種事案のプレミアム水準に照らして、依然として十分と言える水準でないこと、及び対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券のDCF法による株式価値算定レンジに照らして、依然として十分な水準とは言えず、また対象者の本源的価値を十分に反映した価格水準ではないことから、対象者の少数株主の利益に十分に配慮したものとは言えないと考えている旨を回答したとのことです。

その後、対象者は、2025年12月4日、対象者及び本特別委員会からの上記回答を踏まえ、公開買付者より、本公開買付価格を1,070円（当該提案日の前営業日である2025年12月3日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値849円に対して26.03%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値815円に対して31.29%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値794円に対して34.76%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値748円に対して43.05%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）とする提案を受領したとのことです。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額213円との差額(857円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(800株)を乗じた金額である685,600円とする旨の提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2025年12月5日、公開買付者に対し、当該提案価格は、プレミアム水準において同種事案のプレミアム水準に照らして、依然として十分と言える水準でないこと、及び対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券のDCF法による株式価値算定レンジに照らして、依然として十分な水準とは言えず、また対象者の本源的価値を十分に反映した価格水準ではないことから、対象者の少数株主の利益に十分に配慮したものとは言えないと引き続き考えている旨を回答したとのことです。

その後、対象者は、2025年12月9日、対象者及び本特別委員会からの上記回答を踏まえ、公開買付者より、公開買付者として提案可能な最大限の価格かつ最終的な提案であるとして本公開買付価格を1,110円（当該提案日の前営業日である2025年12月8日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値864円に対して28.47%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値823円に対して34.87%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値800円に対して38.75%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値753円に対して47.41%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）とする提案を受領したとのことです。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額213円との差額(897円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(800株)を乗じた金額である717,600円とする旨の提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2025年12月10日、公開買付者に対し、当該提案価格は、対象者の少数株主に一定程度配慮された公開買付価格であるものの、少数株主の利益最大化の観点で、さらなる公開買付価格の引き上げを今一度要請する旨、具体的には本公開買付価格を1,150円とする最終提案を求める旨の提案を行ったとのことです。

その後、対象者は、公開買付者から2025年12月10日、上記のとおり本公開買付価格を1,150円とする最終提案を求める旨の対象者及び本特別委員会からの要請を踏まえ、公開買付者として再度真摯に検討を行いました。本公開買付価格のこれ以上の引き上げは困難であり、最大限譲歩した水準として改めて、本公開買付価格を

1,110 円（当該提案日の前営業日である 2025 年 12 月 9 日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値 867 円に対して 28.03%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 826 円に対して 34.38%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 803 円に対して 38.23%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 754 円に対して 47.21%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）、本新株予約権買付価格を本公開買付価格と本新株予約権 1 個当たりの行使価額 213 円との差額(897 円)に本新株予約権 1 個当たりの目的となる対象者株式数(800 株)を乗じた金額である 717,600 円とする旨の最終提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2025 年 12 月 12 日、公開買付者に対し、最終提案における本公開買付価格に応諾する旨の連絡をしたとのことです。

本特別委員会は、本公開買付価格を含む本取引の諸条件及び意義について慎重に協議を重ねた結果、2025 年 12 月 12 日に、(ア) 対象者取締役会は、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議するべきであるとする旨、及び (イ) 対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権の所有者に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議することは、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考える旨、また、本公開買付けが成立した後における公開買付者による対象者の完全子会社化の決定は、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考える旨の答申書（以下「2025 年 12 月 12 日付答申書」といいます。）を対象者に提出したとのことです（2025 年 12 月 12 日付答申書の概要については、下記「（3）公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。

### (iii) 判断の内容

以上の経緯の下、対象者は、2025 年 12 月 15 日開催の対象者取締役会において、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、野村證券から受けた財務的見地からの助言並びに 2025 年 12 月 12 日付で提出を受けた対象者株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（野村證券）」）といたします。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値向上に資するか否か、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が公正なものか否かについて、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、以下の観点から、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであると考えているとのことです。

#### (ア) メディカルヘルスケア事業における新商品の開発による取引拡大及び新規事業への取組加速

公開買付者は対象者の主力事業である血圧計のキーデバイスである腕帯の主要な供給先であるとのことです。公開買付者の完全子会社となることで、血圧計市場において新商品の開発を一体となって行うことが可能となるほか、対象者のコスト削減能力を活かして競争力のある製品を市場に投入することで、公開買付者の血圧計における市場シェアの更なる拡大を図り、ひいては対象者の血圧計腕帯の供給量の増加につながるものと考えているとのことです。加えて、公開買付者と対象者の連携強化に伴い、意思決定が迅速化されることで、常に変化し得る顧客要求や市場変化に対して、これまで以上に臨機応変な対応が実現可能となり、より付加価値の高い製品を提供できるようになるものと考えているとのことです。

また、本取引を通じて公開買付者が対象者を完全子会社化することで、顧客基盤及び事業領域の拡大に関する共同検討がより円滑なものとなり、機動的かつ迅速に対象者の事業領域を拡大することが可能になることから、対象者の成長スピードは飛躍的に加速することが期待されるとのことです。具体的には、対象者がこれまで十分に事業展開できていなかったメディカルヘルスケア事業における血圧計腕帯以外のディスプレイ腕帯（注 1）、次世代血圧計（注 2）、リハビリロボット、ウェアラブルデバイス等新しい取

組において公開買付者のこれまでの医療機器分野でのノウハウを活かすことで、新しい事業への取組を加速することができるものと考えているとのことです。新たな市場へ参入することで、対象者は製品開発・技術情報等の新しい知見を得ることができ、その結果対象者が既にビジネス展開している事業領域においても、より顧客のニーズに適した様々な提案を行うことが可能になるものと考えているとのことです。

(注1)「ディスポーザブル腕帯」とは、院内感染対策に有効な使い捨てタイプの血圧測定用の腕帯のことを指すとのことです。

(注2)「次世代血圧計」とは、新しいセンサーやA I等を駆使した血圧計のことを指すとのことです。

#### (イ) セーフティシステム事業における新たな自動機の開発力強化及びグローバル営業の拡大

対象者のセーフティシステム事業において、安定的な受注の確保及び将来的な事業拡大のためには、自動化技術の向上、営業エリアの拡大、特に海外からの継続的な受注を生み出すグローバル展開が不可欠となるとのことです。公開買付者及びそのグループ会社は対象者が単独では開拓することが困難であったグローバル規模の事業拠点・販売ネットワーク及び幅広い製品での自動化ノウハウを有しており、今後対象者はこれらの経営資源に容易にアクセスできるようになることから、公開買付者グループの物的・人的リソースを活用することで、対象者の縫製自動機をグローバルな販売チャネルへ迅速に組み込むことが可能になるものと考えているとのことです。さらに、お互いの自動化ノウハウを活かしてA Iを活用したより高度な自動化ラインの開発、製造工程のDX（デジタルトランスフォーメーション）（注3）化、システム開発、ロボットS I（注4）の育成・人材派遣事業等に取り組むことで、新製品の開発による受注の増加（それに伴う売上高及び利益の増加）のメリットが期待されるとのことです。

(注3)「DX（デジタルトランスフォーメーション）」とは、経済産業省により2020年11月に策定され、2024年9月に改訂された「デジタルガバナンス・コード 3.0」において、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」として定義されているものをいうとのことです。

(注4)「ロボットS I」とは、ロボットに関するシステムインテグレータを指し、ロボットをはじめとする自動化装置を扱うエキスパートのことをいうとのことです。

#### (ウ) オムロンブランドを活かした人財確保

対象者においては事業の急速な拡大に伴い海外で活躍できるグローバル人財及びそれらを支える間接部門の人財確保が喫緊の課題となっているとのことです。一方、国内外での人手不足が深刻化しており、人財獲得競争は一層激化しているため、対象者単独で優秀な人財を継続的に確保することは困難な環境にあるとのことです。そうした状況を踏まえ、ヘルスケア領域をはじめとするグローバルの労働市場において一定の評価を受けている公開買付者グループの傘下となることにより、既に一般に広く認知されているグローバルでのオムロンのブランド力を活用して採用活動を強化していくことで、今後の成長に必要な人財を安定的に確保できると考えているとのことです。具体的には、ブランド認知度の向上による求職者への訴求力強化、新卒・中途の採用力向上及びグローバル人財の応募拡大が期待されるとのことです。その結果、対象者の人財獲得におけるリスクを軽減することに加えて、グローバルへの事業展開を力強く後押しするものと考えているとのことです。

上記のシナジー創出に加えて、本取引を通じて対象者株式が非公開化されることにより、監査費用のほか、株主総会運営費用や株主名簿管理人への事務委託に関する費用等の固定的なコストを削減することが可能となるとのことです。その結果、当該上場維持に係るコストや人的リソースを事業活動に集中させることで、上記に記載のとおり新

たな事業展開や海外市場への進出といった、時間とコストを要する戦略にもリソースを再配分することが可能となるとのことです。

なお、対象者株式の非公開化により、対象者は、資本市場からエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社であることに伴う社会的な信用の向上といったこれまで上場会社として享受してきたメリットを喪失することになると考えているとのことです。しかしながら、対象者の現在の財務状況及び昨今の間接金融における低金利環境等を考慮すると、当面の間、エクイティ・ファイナンスの必要性は高くなく、また、対象者における人財採用面や対象者の取引先・顧客への影響等で重要となる対象者の知名度・ブランド力や社会的な信用は事業活動を通じて獲得・維持されている部分が大きく、必ずしも対象者が上場廃止し、公開買付者の完全子会社となった場合であっても、ブランド力等を失うわけではなく、デメリットは基本的にはないものと考えられることから、今後も継続して対象者株式の上場を維持する必要性は限定的であると考えているとのことです。もっとも、世界的に高い知名度を誇るオムロングループの一員になることで、より一層知名度・ブランド力や社会的な信用は高まるものと考えているとのことです。

また、対象者は、以下の点等から、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は公正であり、本公開買付けは、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して合理的な対象者株式及び本新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

- (a) 対象者において、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、対象者、本応募合意株主及び公開買付者らから独立した本特別委員会の関与の下、公開買付者との間で真摯に交渉を重ねた上で合意された価格であること
- (b) 対象者における独立した本特別委員会から取得した 2025 年 12 月 12 日付答申書において、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本公開買付価格を含む本取引の取引条件の公正性は確保されると判断されていること
- (c) 下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている野村證券による対象者株式に係る株式価値算定結果のうち、市場株価平均法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、また、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること
- (d) 本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である 2025 年 12 月 12 日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値の 910 円に対して 21.98%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 839 円に対して 32.30%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 811 円に対して 36.87%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 760 円に対して 46.05%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、2020 年 1 月 1 日以降 2025 年 12 月 12 日までに公表し成立した国内上場企業を対象とし完全子会社化又は非公開化を企図した上限が付されていない他社株公開買付けの事例 67 件（以下「同種事案」といいます。）のプレミアム水準（公表日前営業日の終値に対するプレミアムの中央値（46.06%）、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値（51.64%）、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値（52.54%）及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値（54.65%））との比較において、いずれも参照期間の同種事案における各プレミアムを下回る数字ではあるものの、(i) 公表日の前営業日における終値に対するプレミアムについては、対象者の直近の株価が上昇の基調にある中での数字であるために、同種事案と比較した場合多少なりとも低い率にとどまったものと言えること、(ii) 上記の過去 6 ヶ月間の終値単純平均

値に対するプレミアムについては、同種事案の水準に照らしても遜色なく、合理的な水準と認められること、

(iii) 上記の公表日の前営業日、過去1ヶ月間、過去3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムについては、各終値単純平均値に対するプレミアムが40%未満の同種事案が、それぞれ23件(うち12件はプレミアムが30%未満。)、22件、18件存在しており、本公開買付価格に付された上記のプレミアムは、これらの同種事案と比べて特に低い水準ではないこと、(iv) 本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2025年12月12日までの対象者株式の上場来最高値である1,034円(2020年11月27日のザラ場。)に対して7.35%のプレミアムが付されていることに鑑みると、本公開買付価格には不合理でないプレミアムが付与されていると考えられること

- (e) 下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が講じられており、少数株主利益が確保されていると認められること

また、対象者は、本新株予約権買付価格については、本公開買付価格と本新株予約権の行使価額との差額を基準に算定されていることから、上記(a)乃至(e)の点等を踏まえ、本取引を通じて本新株予約権者の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であると判断したとのことです。

以上より、対象者は、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は公正なものであると判断し、2025年12月15日開催の対象者取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨することを決議していたとのことです。

また、上記取締役会においては、本公開買付けが開始される際に、対象者が設置した本特別委員会に対して、本特別委員会が2025年12月12日付で対象者取締役会に行った答申内容に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の内容を答申するよう諮問すること、及びかかる答申内容を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議したとのことです。

そして、対象者は、2026年1月22日、公開買付者より、台湾の競争法令上のクリアランスの取得が2026年1月22日に完了した旨の連絡を受領し、2026年5月8日、公開買付者より、ベトナムの競争法令上のクリアランスの取得が2026年5月5日に完了した旨の連絡を受領したとのことです。その後、2026年5月12日、公開買付者より、2026年5月18日までに、本公開買付前提条件が充足されることを前提に、本公開買付けを2026年5月19日から開始したい旨の連絡を受領し、これを本特別委員会に共有したとのことです。

これを受けて、本特別委員会は、対象者に対して、2025年12月15日以後、本公開買付前提条件の充足状況及び本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認を行い、上記諮問事項について検討を行った結果、2025年12月15日以後、2026年5月18日までの事情を勘案しても2025年12月12日付で対象者の取締役会に行った答申内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2026年5月18日に、委員全員の一致の決議により、対象者取締役会に対して、上記答申内容を変更する必要はないものとする旨の2026年5月18日付答申書を提出したとのことです。

その上で、対象者は、本特別委員会から提出された2026年5月18日付答申書の内容を最大限尊重しながら、対象者の業況や本取引を取り巻く環境を踏まえ、本公開買付けを含む本取引の一連の方法及び本取引に関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、2026年5月18日現在においても、2025年12月15日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断したとのことです。

以上より、2026年5月18日開催の対象者取締役会において、改めて、本公開買付けに対して賛同の意見

を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

上記の2025年12月15日開催の取締役会及び2026年5月18日開催の取締役会における決議の詳細については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

#### ④ 公開買付け後の経営方針

公開買付者は、本取引後の対象者の経営体制について、対象者の企業文化及び経営の独立性を尊重し、原則として、当面の間は対象者の既存の経営方針・経営体制を継続することを想定しております。また、公開買付者は、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としておりますので、本公開買付けにおいて対象者株式及び本新株予約権の全てを取得することができなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。その上で、公開買付者のグループ会社としての適切なガバナンスの確保の観点から、本取引後、公開買付者の他のグループ会社と同様に、公開買付者グループから役員を派遣する等、公開買付者グループの経営体制やガバナンス体制を踏まえた形への移行に向けた調整を進めることを予定しておりますが、決定した事項はございません。

なお、公開買付者は、本スクイーズアウト手続の他に、対象者株券等を取得する予定はございません。

### (3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在、対象者は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主その他の関係会社による公開買付けには該当いたしません。また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注1）にも該当いたしません。

もっとも、公開買付者が、本応募合意株主との間で、本応募合意株主が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することを内容とする本応募契約を締結しており、本応募合意株主と対象者の少数株主の利益が必ずしも一致しない可能性があるほか、公開買付者が本取引を通じて対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としていることから、公開買付者及び対象者は、本公開買付価格を含む取引条件の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

（注1）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

#### ① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者グループ及び対象者から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しました。みずほ証券は、公開買付者グループ及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して公開買付者グループ及び対象者との利益相反に係る重要な利害関係を有していません。なお、みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）は、公開買付者の親会社及び対象者に対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等を実施しておりますが、本公開買付けを含む本取引に関して公開買付者グループ及び対象者との利益相反に係る重要な利害関係を有していません。なお、みずほ証券によれば、みずほ証券は法

第36条及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。その後の改正を含みます。）

第70条の4の適用法令に従い、適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行の貸付人の地位とは独立した立場で、対象者の株式価値の算定を行っているとのことです。公開買付者は、対象者の株式価値算定にあたり適切な利益相反管理体制が構築され、かつ実施されていると判断し、みずほ証券を第三者算定機関に選定いたしました。なお、本取引に係るみずほ証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件とする成功報酬が含まれております。公開買付者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に公開買付者に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系によりみずほ証券を公開買付者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。なお、公開買付者は、公開買付者及び対象者において本公開買付けの公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置が実施されており、対象者の少数株主の利益に十分な配慮がなされていると考えているため、みずほ証券から本公開買付価格が公開買付者にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本株式価値算定書（みずほ証券）において採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価基準法	: 760円から910円
類似企業比較法	: 809円から1,014円
D C F法	: 833円から1,222円

市場株価基準法では、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2025年12月12日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所グロース市場における算定基準日の終値910円、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値839円、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値811円及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値760円を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を760円から910円と算定しております。

類似企業比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む、メディカルヘルスケア関連及びセーフティシステム関連業界に属する上場会社4社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を算定し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を809円から1,014円と算定しております。

D C F法では、対象者から提供を受けた本事業計画を基礎とし、直近までの業績の動向、公開買付者が対象者に対して2025年10月上旬から同年11月下旬まで実施したデュー・デリジェンスの結果及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、公開買付者において調整を行った対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が2026年3月期第2四半期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を833円から1,222円と算定しております。なお、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、算定時点において具体的に見積もることが困難であるため、上記算定には加味しておりません。また、当該事業計画については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期において生産能力増強を目的とした新工場建設や子会社における省人化投資、生産現場拡張投資の一過性の成長投資を見込んでいるため、対前年度比較においてフリー・キャッシュ・フローが59.8%減少することを見込んでおり、2027年3月期においては、設備投資額が減少することを主因として、対前年度比較においてフリー・キャッシュ・フローが41.0%増加することを見込んでおります。

（注）みずほ証券は、対象者の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであること、また本公

開買付価格の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性の検証を行っておりません。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣による算定時点での得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、公開買付者の経営陣がその内容を精査した上でみずほ証券による価値算定において使用することを了承したことを前提としております。また、対象者及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。みずほ証券の算定は、2025年12月12日までの上記情報を反映したものです。

## ② 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

### (i) 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、本公開買付価格に関する意思決定の過程における公正性を担保するため、対象者、本応募合意株主及び公開買付者らから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に対して、対象者株式価値の算定を依頼し、2025年12月12日付で本株式価値算定書（野村證券）を取得したとのことです。なお、野村證券は、対象者、本応募合意株主及び公開買付者らの関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。

対象者は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置（具体的な内容については、「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。）を踏まえると、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考え、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

なお、本取引に係る野村證券の報酬には、本公開買付けの成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことですが、対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案すれば、本公開買付けの成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により野村證券を対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任したとのことです。

### (ii) 対象者株式に係る算定の概要

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値を多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所グロース市場に上場していることから市場株価平均法を、対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行ったとのことです。

野村證券によれば、対象者株式の株式価値算定にあたり、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	: 760円～910円
DCF法	: 886円～1,951円

市場株価平均法においては、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2025年12月12日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所グロース市場における算定基準日終値910円、直近5営業日の終値の単純平均値884円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値839円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値811円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値760円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、760円から910円と算定しているとのことです。

DCF法においては、本事業計画、対象者の2026年3月期第2四半期における財務情報、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2025年10月1日以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価し、さらに対象者が保有する現金同等物等の価値を加算する等財務上の一定の調整を行って、対象者株式の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を886円から1,951円と算定しているとのことです。

野村證券がDCF法で算定の前提とした本事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていないものの、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2026年3月期において生産能力増強を目的とした新工場建設や子会社における省人化投資、生産現場拡張投資の一過性の成長投資を見込んでいるため、対前年度比較においてフリー・キャッシュ・フローの大幅な減少（対前年比57%減少）を見込んでおり、2027年3月期においては、設備投資額が減少することを主因として、対前年度比較においてフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加（対前年比83%）を見込んでいるとのことです。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、算定時点において具体的に見積もることが困難であるため、本事業計画には加味していないとのことです。

(注) 野村證券は、対象者株式の株式価値の算定に際して、公開情報及び対象者から提供を受けた一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っていないとのことです。対象者及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含むとのことです。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。対象者の財務予測（利益計画その他の情報を含むとのことです。）については、対象者の経営陣により算定時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としているとのことです。野村證券の算定は2025年12月12日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものととのことです。なお、野村證券の算定は、対象者取締役会が対象者株式の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としているとのことです。

### (iii) 本新株予約権に係る算定の概要

本新株予約権は、本新株予約権買付価格が、本公開買付価格と本新株予約権の行使価格との差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額とされ、本公開買付価格を基に決定されていることから、対象者は、本新株予約権買付価格について第三者算定機関から算定書を取得していないとのことです。

なお、本新株予約権はいずれも、譲渡による取得については対象者取締役会の承認を要するとのことです。対象者は、2025年12月15日開催の取締役会において、本新株予約権者の皆様が、その所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて、実際に本新株予約権者から本公開買付けに応募のあった本新株予約権に限り、本公開買付けの成立を条件として、包括的に承認することを決議しているとのことです。

### ③ 対象者における独立したリーガル・アドバイザーからの助言の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(ii) 検討・交渉の経緯」に記載のとおり、対象者、本応募合意株主及び公開買付者らから独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けているとのことです。

なお、森・濱田松本法律事務所は、対象者、本応募合意株主及び公開買付者らの関連当事者には該当せず、

本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。本特別委員会は、森・濱田松本法律事務所の独立性及び適格性に問題がないことを確認した上で、対象者のリーガル・アドバイザーとして承認しているとのことです。また、森・濱田松本法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

#### ④ 対象者における独立した検討体制の構築

対象者は、本応募合意株主及び公開買付者らから独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の少数株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うことができる体制を対象者の社内に構築したとのことです。具体的には、対象者は、2025年8月13日開催の対象者取締役会における決議により本特別委員会を設置するに際し、本取引に関する検討（対象者株式の価値算定の基礎となる本事業計画の作成を含むとのことです。）を行うため、いずれも本応募合意株主及び公開買付者らからの独立性が認められる対象者の取締役である松川浩一氏及び対象者の従業員2名により構成される独立チームを併せて設置し、本日に至るまでかかる取扱いを継続しているとのことです。

#### ⑤ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

##### (i) 設置等の経緯

上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(i) 検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、対象者は、2025年8月13日に開催された取締役会における決議により、対象者、本応募合意株主及び公開買付者らから独立した錦見光弘氏（対象者独立社外監査役）、佐々木豊氏（対象者独立社外取締役）及び漆間圭吾氏（対象者独立社外監査役）の3氏から構成される本特別委員会を設置したとのことです。なお、林則栄氏（対象者常勤監査役）は2025年6月26日の定時株主総会で常勤監査役を辞任しており、他に対象者に独立役員は存在しないことから、本特別委員会は当該3氏から構成されているとのことです。また、本特別委員会の委員の互選により、本特別委員会の委員長として錦見光弘氏が選定されているとのことです。なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更されていないとのことです。また、本特別委員会の委員の報酬は、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとされており、当該報酬には、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

その上で、対象者は取締役会における決議により、本特別委員会に対し、本諮問事項について諮問したとのことです。

また、本特別委員会への本諮問事項の諮問にあたり、対象者取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うこと及び本特別委員会が本取引を実施すべきでない判断した場合、又は本取引の条件若しくは手続が公正ではないと判断した場合には、対象者取締役会は、本取引の実施を承認しないことを決議しているとのことです。併せて、対象者取締役会は、本特別委員会に対し、(i) 対象者が本取引に関して行う交渉の過程に実質的に関与すること（必要に応じて、交渉方針に関して指示又は要請を行うこと及び自ら交渉を行うことを含むとのことです。）、(ii) 本諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じて、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを選任し（この場合の費用は対象者が負担するとのことです。）、又は、対象者の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名し若しくは承認（事後承認を含むとのことです。）すること、(iii) 本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、本諮問事項の検討及び判断に必要な事項について説明を求めること、(iv) 対象者グループの役職員から、本諮問事項の検討及び判断に必要な情報を受領すること、(v) その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と本特別委員会が認める事項に関する権限を付与しているとのことです。

## (ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2025年8月13日より同年12月12日までの間に合計15回、合計約11時間にわたって開催されたほか、各会日間においても必要に応じて電子メール等を通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行したとのことです。

具体的には、本特別委員会は、2025年8月13日、野村證券及び森・濱田松本法律事務所について、いずれも独立性及び適格性に問題がないことを確認の上、それぞれ、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーとして承認するとともに、本特別委員会としても、必要に応じて、野村證券及び森・濱田松本法律事務所から専門的助言を受けることを確認しているとのことです。

その上で、本特別委員会は、野村證券から受けた財務的見地からの助言も踏まえつつ、対象者が本事業計画を公開買付者に開示するにあたって、本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について合理性を確認したとのことです。

また、本特別委員会は、本諮問事項の検討にあたり、公開買付者に対し、質問事項を提示し、公開買付者が本取引を提案するに至った経緯及び理由、本取引の目的、対象者の事業に関する評価、本取引の諸条件、本取引後の経営方針等についてインタビュー形式及び書面により質疑応答を実施するとともに、後藤秀隆氏に対しても、対象者の経営状況及び経営課題、本取引を検討するに至った背景及び本取引の意義等についてインタビュー形式により質疑応答を実施したとのことです。

さらに、上記「② 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、野村證券は、本事業計画を前提として対象者株式の株式価値の算定を実施しているとのことですが、本特別委員会は、野村證券から、株式価値の算定結果とともに、対象者の株式価値の算定方法、当該算定方法を選定した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について説明を受け、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認したとのことです。

また、本特別委員会は、対象者と公開買付者との交渉方針について、野村證券から意見を聴取した上で、野村證券から受けた財務的見地からの助言も踏まえ、公開買付者からより高い価格を引き出すために、相互に独立した第三者間のM&Aで行われる一般的な交渉プロセスに即して十分な交渉を実施することを含む交渉方針について審議・検討するとともに、2025年9月29日に公開買付者より本公開買付価格を950円とする法的拘束力のない本意向表明書を受領して以降、本特別委員会が公開買付者から本公開買付価格に関する提案を受領する都度、野村證券から受けた財務的見地からの助言も踏まえて公開買付者に対する交渉方針を審議・検討し、公開買付者との間で本公開買付価格に関する交渉過程に実質的に関与したとのことです。

## (iii) 判断の内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、並びに野村證券から受けた財務的見地からの助言及び2025年12月12日付で提出を受けた本株式価値算定書（野村證券）の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、同日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の2025年12月12日付答申書を提出しているとのことです。

### (a) 答申内容

- ア. 対象者取締役会は、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権の所有者に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議するべきであるとする。
- イ. 対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権の所有者に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議することは、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考える。また、本公開買付けが成立した後における公開買付者による対象者の完全子会社化の決定は、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと

考える。

(b) 答申理由

ア. 諮問事項①（本取引を実施することの是非（本公開買付けについて対象者取締役会が賛同するべきか否か、及び、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨するべきか否か）を検討し、対象者取締役会に勧告を行うこと。）

(ア) 対象者の企業価値の向上に資するか否か

a. 対象者を取り巻く事業環境及び対象者の経営課題

- ・ 上記「（２）公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」記載の対象者を取り巻く事業環境及び対象者の経営課題に関して、本特別委員会としても同様の認識を有している。
- ・ 上記の経営課題は、国際情勢の変化など、一過性とはいえない中長期的な事象を内容としており、その対応においては、抜本的かつ実効的な施策を迅速に遂行していくことが急務であると認められる。
- ・ 対象者は、縫製技術の自動化、省人化を図るとともに、縫製品においては、血圧計腕帯のほか、カーシート及びエアバッグの事業拡大を重点課題として企業価値の最大化に努めているが、上記のような激しく変化する国際情勢やそれに伴う抜本的かつ実効的な経営改革の必要性を踏まえると、対象者単体で上場を維持したまま、かかる改革に取り組むための実行力は必ずしも十分とはいえない。

b. 本取引のシナジーその他のメリット

- ・ 上記「（２）公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」記載の対象者の現在の事業環境及び経営課題に関する公開買付者の認識については、本特別委員会としても同様の認識を有している。
- ・ 上記「（２）公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（iii）判断の内容」記載の対象者が本取引を通じて創出することが可能と考えているシナジー及びメリットは、対象者と公開買付者のこれまでの関係性、対象者の縫製技術や自動化設備と、公開買付者のグローバル展開力・ブランド力を踏まえれば、いずれも本取引による公開買付者との協働を通じて創出することが可能であると合理的に考えられるものといえる。

c. 本取引のデメリット

- ・ 上記「（２）公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（iii）判断の内容」記載のとおり、対象者の現在の財務状況及び昨今の間接金融における低金利環境等を考慮すると、当面の間、エクイティ・ファイナンスの必要性は高くなく、また、対象者における人材採用面や対象者の取引先・顧客への影響等で重要となる対象者の知名度・ブランド力や社会的な信用は事業活動を通じて獲得・維持されている部分が大きく、必ずしも対象者が上場廃止し、公開買付者の完全子会社となった場合であっても、ブランド力等を失うわけではなく、デメリットは基本的にはないものと考えられることから、今後も継続して対象者株式の上場を維持する必要性は限定的で

あると考えられる。加えて、上記に記載のとおり、世界的に高い知名度を誇るオムロングループの一員になることで、より一層知名度・ブランド力や社会的な信用は高まるものと考えられる。

d. 小括

- ・ 以上を踏まえると、本取引の目的に関する対象者及び公開買付者の認識は、本特別委員会としても合理的と考えるものであり、本取引は対象者グループ全体の企業価値の向上に資するものと認められ、本取引の目的は合理性を有すると認められる。

(イ) 取引条件の公正性

a. 独立した第三者算定機関による株式価値算定の結果

- ・ 上記「② 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(ii) 対象者株式に係る算定の概要」記載のとおり、野村證券は、対象者株式の株式価値の算定を行った。
- ・ 本特別委員会は、野村證券から、上記算定結果とともに、対象者の株式価値の算定方法、当該算定方法を選択した理由、各算定方法の内容及び重要な前提条件、対象者株式の株価推移及び出来高分析、最近の同種事例におけるプレミアムの水準等について説明を受け、その内容や当該算定の重要な前提について質疑応答を行った上で、その合理性を確認した。
- ・ 本特別委員会は、2025年9月4日開催の特別委員会において、対象者執行部から、本事業計画の内容、作成経緯並びに前提事実の説明を受け、森・濱田松本法律事務所及び野村證券の助言も踏まえ、本事業計画の内容、作成経緯及びその重要な前提の合理性について議論の上、本事業計画を承認しており、本株式価値算定書（野村證券）の前提となった本事業計画は、その前提条件、作成経緯及び対象者の現状に照らして合理的であると認められる。
- ・ 以上のとおり、本株式価値算定書（野村證券）の算定内容は、合理的なものであると考えられる。

b. 交渉過程・価格決定プロセス

- ・ 対象者及び本特別委員会は、2025年9月29日付で、本公開買付けにおける本公開買付価格について950円とする公開買付者の初回提案を受けた上で、野村證券による対象者の株式価値の試算結果等の説明を踏まえ、質疑応答を行うとともに、野村證券の財務的観点からの助言及び森・濱田松本法律事務所の法的観点からの助言を踏まえて検討し、公開買付者に対して計6回にわたり、価格の引上げを要請するとともに、公開買付者の価格提案の前提等につき確認を求めた。
- ・ 対象者及び本特別委員会は、複数回の公開買付者との交渉を経て、2025年12月12日、本公開買付価格を1,110円とすることを応諾した。
- ・ 以上を踏まえれば、本公開買付価格については、公正な交渉過程の結果によるものと評価できる。

c. 取引の方法の合理性

- ・ 本取引は、現金を対価とする公開買付け及びその後の本スクイーズアウト手続による二段階買取という方法が想定されている。
- ・ 公開買付者は、本公開買付けにより公開買付者が対象者株式の全て（公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除く。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、本スクイーズアウト手続を予定しているところ、本

スクイズアウト手続により少数株主に交付される金銭は、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同額となることが予定されている。よって、本取引の方法に不合理な点は認められない。

d. 本公開買付価格の公正性

- ・ 以下の観点を踏まえれば、本公開買付価格は公正な価格であると認められる。
- ・ 対象者において、下記「(ウ) 手続の公正性」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、対象者、本応募合意株主及び公開買付者らから独立した本特別委員会の関与の下、本公開買付価格を可能な限り高めるために、公開買付者との間で真摯に交渉を重ねた上で合意された価格であること。
- ・ 上記 a.「独立した第三者算定機関による株式価値算定の結果」に記載されている野村證券による対象者株式に係る株式価値算定結果のうち、市場株価平均法に基づく算定結果の上限を上回り、また、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること。
- ・ 本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である 2025 年 12 月 12 日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値 910 円に対して 21.98%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 839 円に対して 32.30%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 811 円に対して 36.87%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 760 円に対して 46.05%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、同種事案のプレミアム水準（公表日前営業日の終値に対するプレミアムの中央値（46.06%）、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値（51.64%）、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値（52.54%）及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値（54.65%））との比較において、いずれも参照期間の同種事案における各プレミアムを下回る数字ではあるものの、（i）公表日の前営業日における終値に対するプレミアムについては、対象者の直近の株価が上昇の基調にある中での数字であるために、同種事案と比較した場合多少なりとも低い率にとどまったものと言えること、（ii）上記の過去 6 ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムについては、同種事案の水準に照らしても遜色なく、合理的な水準と認められること、（iii）上記の公表日の前営業日、過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムについては、各終値単純平均値に対するプレミアム率が 40%未満の同種事案が、それぞれ 23 件（うち 12 件はプレミアム率が 30%未満。）、22 件、18 件存在しており、本公開買付価格に付された上記のプレミアムは、これらの同種事案と比べて特に低い水準ではないこと、（iv）本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である 2025 年 12 月 12 日までの対象者株式の上場来最高値である 1,034 円（2020 年 11 月 27 日のザラ場。）に対して 7.35%のプレミアムが付されていることに鑑みると、本公開買付価格には不合理でないプレミアムが付与されていると考えられること。
- ・ 下記「(ウ) 手続の公正性」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が講じられており、少数株主利益が確保されていると認められること。

e. 本新株予約権買付価格の公正性

- ・ 本新株予約権買付価格については、本公開買付価格と本新株予約権の行使価額との差額を基準に算定されていることから、上記 d.の点等を踏まえ、本取引を通じて本新

株予約権者が享受すべき利益が確保された妥当な価格であるといえる。

f. 小括

- ・ 以上を踏まえると、対象者の少数株主の利益を図る観点から、本取引の取引条件（本公開買付価格を含む。）の公正性は確保されていると考えられる。

(ウ) 手続の公正性

a. 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

- ・ 上記「① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、公開買付者は、公開買付者グループ及び対象者から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、本株式価値算定書（みずほ証券）を取得したとのことである。

b. 対象者による独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

- ・ 上記「② 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、対象者は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、対象者、本応募合意株主及び公開買付者らから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、野村證券に対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2025年12月12日付で本株式価値算定書（野村証券）を取得した。

c. 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

- ・ 上記「（2）公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（i）検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、対象者は、2025年8月13日に開催された取締役会における決議により、対象者、本応募合意株主及び公開買付者らから独立した錦見光弘氏（対象者独立社外監査役）、佐々木豊氏（対象者独立社外取締役）及び漆間圭吾氏（対象者独立社外監査役）の3氏から構成される本特別委員会を設置した。また、本特別委員会の委員の互選により、本特別委員会の委員長として錦見光弘氏が選定された。
- ・ その上で、対象者は取締役会における決議により、本特別委員会に対し、本諮問事項について諮問した。
- ・ また、本特別委員会への本諮問事項の諮問にあたり、対象者取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うこと及び本特別委員会が本取引を実施すべきでないとは判断した場合、又は本取引の条件若しくは手続が公正ではないとは判断した場合には、対象者取締役会は、本取引の実施を承認しないことを決議した。併せて、対象者取締役会は、本特別委員会に対し、（i）対象者が本取引に関して行う交渉の過程に実質的に関与すること（必要に応じて、交渉方針に関して指示又は要請を行うこと及び自ら交渉を行うことを含む。）、（ii）本諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じて、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを選任し（この場合の費用は対象者が負担する。）、又は、対象者の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名し若しくは承認（事後承認を含む。）すること、（iii）特別委員会が必要と認める者に特別委員会への出席を要求し、本諮問事項の検討及び判断に必要な事項について説明を求めること、（iv）対象者グループの役職員から、本諮問事項の検討及び判断に必要な情報を受領すること、（v）その他

本取引に関する検討及び判断に際して必要と特別委員会が認める事項に関する権限を付与している。

- ・ したがって、本特別委員会は、独立した立場から少数株主の利益を保護すべく適正な構成とされているといえ、また、対象者取締役会が、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して意思決定を行う仕組みが担保されており、さらに、本特別委員会が有効に機能するために必要な権限等が付与されているものと考えられる。
- d. 対象者における独立したリーガル・アドバイザーからの助言の取得
  - ・ 対象者は、本公開買付けに係る対象者取締役会の意思決定の過程における公正性及び適正性を確保するために、対象者、本応募合意株主及び公開買付者らから独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けている。
- e. 対象者における独立した検討体制の構築
  - ・ 対象者は、本応募合意株主及び公開買付者らから独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の少数株主の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うことができる体制を対象者の社内に構築した。具体的には、対象者は、2025年8月13日開催の取締役会における決議により本特別委員会を設置するに際し、本取引に関する検討（対象者株式の価値算定の基礎となる本事業計画の作成を含む。）を行うため、いずれも本応募合意株主及び公開買付者らからの独立性が認められる対象者の取締役である松川浩一氏及び対象者の従業員2名により構成される独立チームを併せて設置し、現在に至るまでかかる取扱いを継続している。
- f. 利害関係を有する取締役の取締役会における審議・決議及び本取引の検討・交渉過程からの除外
  - ・ 対象者の代表取締役社長CEO（兼社長執行役員）である後藤秀隆氏については、公開買付者が同氏との間で本応募契約を締結しており、対象者の少数株主との利害が必ずしも一致しない可能性があることから、利益相反の疑義を回避する観点から、本取引に係る対象者取締役会の審議及び決議には一切参加しておらず、2025年12月15日に開催予定の本公開買付けに対する意見表明を審議する対象者取締役会についてもその審議及び決議に同氏を関与させない予定である。また、後藤秀隆氏は、対象者の立場において、公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していない。
- g. 他の買付者からの買付機会を確保するための措置
  - ・ 公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間である20営業日としているものの、本公開買付けの開始予定を公表した2025年12月15日から本公開買付けの開始予定である2026年6月下旬までの期間は約6ヶ月と長期にわたる予定であるため、対象者の少数株主の本公開買付けに対する応募についての判断機会及び公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は適切に確保されていると考えられる。また、公開買付者と対象者は、対象者が公開買付者以外の者（以下「対抗的買収提案者」という。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っていないとのことであり、このように、上記の期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会等が確保されていると認められる。
- h. マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定

- ・ 公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件に相当する下限を設定しない予定とのことである。マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する下限の設定は、公開買付者と利害関係のない少数株主の意思を尊重して、その過半数が本公開買付価格に同意し、これを承認したという事実をもって、本公開買付価格の公正性を裏付けるという意義を有するとされる。他方、マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する下限を設定すると公開買付けの成否を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあるとされる。
- ・ 上記のとおり、本取引では充実した公正性担保措置が取られ、公正な手続を通じた対象者の株主の利益への十分な配慮がなされていると評価できることを踏まえれば、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定を行っていなくとも、本取引の公正性が否定されるものではないと考えられる。
  - i. 適切な情報開示
    - ・ 各当事者は、それぞれのリーガル・アドバイザーからの助言を得て適切な開示を行う予定である。
  - j. 本スクイズアウト手続の適法性・強圧性の排除
    - ・ 本取引については強圧性の問題が生じないように配慮の上、本スクイズアウト手続の適法性も確保されているといえる。
  - k. 公正性を疑わせるその他の事情の不存在
    - ・ 以上の点に加え、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程において、対象者が公開買付者より不当な影響を受けたことを推認させる事実は認められない。
  - l. 小括
    - ・ 以上の点を検討の上、本特別委員会は、本取引に係る取引条件の公正性を担保するための手続として十分な公正性担保措置が実施されており、対象者の少数株主の利益を図る観点から、本取引の手続には公正性が認められると考える。

#### (工) 結論

以上によれば、本取引は対象者の企業価値向上に資すると考えられ、本取引の取引条件には公正性が認められ、また、本取引に係る手続には公正性が認められるため、対象者取締役会は、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権の所有者に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議するべきである。

#### イ. 諮問事項②（対象者取締役会における本取引についての決定が、対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについて検討し、対象者取締役会に意見を述べること。）

上記ア.のとおり、本取引は対象者の企業価値向上に資すると考えられ、本取引の取引条件には公正性が認められ、また、本取引に係る手続には公正性が認められ、その他、対象者の少数株主にとって不利益となるような事情も認められないため、対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権の所有者に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議することは、対象者の少数株主にとって不利益なものではなく、また、本公開買付けが成立した後における公開買付者による対象者の完全子会社化の決定は、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

#### (iv) 2025年12月12日付答申書提出後の検討の経緯及び判断内容

対象者は、2025年12月15日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが開始される際に、本特別

委員会に対して、2025年12月12日付答申書の意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の内容を答申するよう諮問すること、及びかかる答申内容を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議していたとのことです。

本特別委員会は、かかる取締役会決議を受け、2025年12月15日以降も、対象者から台湾及びベトナムの競争法令に基づく必要な手続の状況及びその進捗について電子メールや口頭でのやり取りを通じて報告及び情報共有を受け、対応方針の確認等を行ったとのことです。また、本特別委員会は、2025年12月15日以降も計4回、合計約3時間にわたって開催され、これらの事項について共有を受けるとともに、2025年12月12日付答申書の答申の内容について、変更すべき事情が存在しないかについて真摯に検討を重ねたとのことです。

そして、対象者は、2026年1月22日、公開買付者より、台湾の競争法令上のクリアランスの取得が2026年1月22日に完了した旨の連絡を受領し、2026年5月8日、公開買付者より、ベトナムの競争法令上のクリアランスの取得が2026年5月5日に完了した旨の連絡を受領したとのことです。その後、2026年5月12日、公開買付者より、2026年5月18日までに、本公開買付前提条件が充足されることを前提に、本公開買付けを2026年5月19日から開始したい旨の連絡を受領し、これを本特別委員会に共有したとのことです。

これを受けて、本特別委員会は、対象者に対して、2025年12月15日以後、本公開買付前提条件の充足状況及び本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認を行い、上記諮問事項について検討を行った結果、2025年12月15日以後、2026年5月18日までの事情を勘案しても2025年12月12日付で対象者の取締役会に行った答申内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2026年5月18日に、委員全員の一致の決議により、対象者取締役会に対して、上記答申内容を変更する必要はないものとする旨の2026年5月18日付答申書を提出したとのことです。

⑥ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、野村證券から受けた財務的見地からの助言及び本株式価値算定書(野村證券)の内容を踏まえつつ、2025年12月12日付答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が公正なものか否かについて、慎重に協議・検討したとのことです。

その結果、対象者は、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は公正なものであると判断し、2025年12月15日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した利害関係を有しない対象者の取締役全員の一致(後藤秀隆氏を除く対象者の取締役2名の全員一致)で、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。なお、上記取締役会には、対象者の監査役3名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

また、本公開買付けについては、本公開買付前提条件が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合(なお、公開買付者は、その任意の裁量により、本公開買付前提条件の全部又は一部を放棄できます。)に、本公開買付けを速やかに開始することが予定されており、2025年12月15日当時、公開買付者は、国外の関

係当局における手続及び対応に要する期間を正確に予想することは困難であるものの、2026年6月下旬を目途に本公開買付けの開始を目指しておりました。このため、対象者は、上記取締役会において、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会に対して、2025年12月12日付答申書の内容に変更がないか否か検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の内容を答申するよう諮問すること、及びかかる答申内容を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議していたとのことです。

そして、対象者は、2026年1月22日、公開買付者より、台湾の競争法令上のクリアランスの取得が2026年1月22日に完了した旨の連絡を受領し、2026年5月8日、公開買付者より、ベトナムの競争法令上のクリアランスの取得が2026年5月5日に完了した旨の連絡を受領したとのことです。その後、2026年5月12日、公開買付者より、2026年5月18日までに、本公開買付前提条件が充足されることを前提に、本公開買付けを2026年5月19日から開始したい旨の連絡を受領した後、2026年5月18日開催の対象者取締役会において、本特別委員会から提出された2026年5月18日付答申書の内容を最大限尊重しながら、対象者の業況や本取引を取り巻く環境を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、2026年5月18日現在においても、2025年12月15日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断し、審議及び決議に参加した利害関係を有しない対象者の取締役全員の一致（後藤秀隆氏を除く対象者の取締役2名の全員一致）により、改めて本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

上記の2026年5月18日開催の対象者取締役会には、対象者の監査役3名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の代表取締役社長CEO（兼社長執行役員）である後藤秀隆氏については、公開買付者が同氏との間で本応募契約を締結しており、対象者の少数株主との利害が必ずしも一致しない可能性があることから、利益相反の疑義を回避する観点から、本取引に係る対象者取締役会の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において、公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

#### ⑦ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、下記「（４）公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、（i）本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、対象者株式の全ての株式売渡請求をすること又は株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を対象者に要請することを予定しており、対象者の株主の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、（ii）株式売渡請求又は株式併合をする際に、対象者の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一になるように算定されることを明らかにしていることから、また、本新株予約権者（公開買付者を除きます。）の皆様に対価として交付される金銭は、本新株予約権買付価格に本新株予約権者が所有する本新株予約権の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかにしていることから、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しております。

また、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間である20営業日と設定していますが、本公開買付けの開始予定を公表した2025年12月15日から本公開買付けの開始までの期間は約5ヶ月にわたるため、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断を行う機会が確保されているものと考えており、かかる機会が確保されていることをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。

#### (4) 公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付者は、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて対象者株式の全て及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、対象者の株主を公開買付者のみとするための本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

##### ① 株式等売渡請求

本公開買付けの成立及び決済の完了後、公開買付者が対象者の総株主の議決権の数の90%以上を所有するに至った場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第179条に基づき、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対して、その所有する対象者株式の全てを売渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）するとともに、本新株予約権者（公開買付者を除きます。）の全員（以下「売渡新株予約権者」といいます。）に対してその所有する本新株予約権の全てを売渡すことを請求（以下「新株予約権売渡請求」といい、「株式売渡請求」と併せて「株式等売渡請求」といいます。）する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定であり、また、新株予約権売渡請求においては、本新株予約権1個当たりの対価として、本新株予約権買付価格と同額の金銭を売渡新株予約権者に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式等売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主及び売渡新株予約権者の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式等売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主からはその所有する対象者株式の全てを取得し、売渡新株予約権者からはその所有する本新株予約権の全てを取得します。この場合、公開買付者は、売渡株主が所有していた対象者株式及び売渡新株予約権者が所有していた本新株予約権の対価として、当該各売渡株主に対しては対象者株式1株当たり本公開買付価格と同額の金銭を、売渡新株予約権者に対しては本新株予約権1個当たり本新株予約権買付価格と同額の金銭をそれぞれ交付する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より株式等売渡請求がなされた場合には、対象者取締役会において、かかる株式等売渡請求を承認する予定とのことです。

株式等売渡請求に関連する少数株主や新株予約権者の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、本公開買付けに応募されなかった売渡株主及び売渡新株予約権者は、裁判所に対して、その所有する対象者株式又は本新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められております。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式及び本新株予約権の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

##### ② 株式併合

本公開買付けの成立及び決済の完了後、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に要請する予定です（本日現在において、公開買付者は、2026年8月中旬を目途に本臨時株主総会を開催することを対象者に要請する予定です）。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日以降の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付けに当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数に乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とこのことです。この本株式併合に関する具体的な手続については、公開買付者と対象者との間で協議のうえ、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定です。本株式併合に反対する対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記①及び②の各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付けに当該各株主が所有していた対象者株式の数に乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

なお、本譲渡制限付株式については、各割当契約書において、(a)譲渡制限期間中に、会社法第180条に規定する株式併合に関する事項が対象者の株主総会で承認された場合又は会社法第179条に規定する株式等売渡請求に関する事項が対象者の取締役会で承認された場合（ただし、会社法第180条第2項第2号に定める株式併合の効力発生日又は会社法第179条の2第1項第5号に規定する特別支配株主が売渡株式等を取得する日（以下「スクイズアウト効力発生日」といいます。）が譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限ります。）には、対象者取締役会の決議により、スクイズアウト効力発生日の前営業日の直前時をもって、当該時点において所有する本譲渡制限付株式の数に、本譲渡制限付株式の割当決議日の属する月（ただし、割当対象者が取締役を兼務しない執行役員の場合には、当該割当決議日の属する事業年度の開始日を含む月とします。）から上記承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、その数が1を超える場合は、1とします。）を乗じた数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てます。）の株式について、譲渡制限を解除するとされており、(b)上記(a)に規定する場合は、対象者は、スクイズアウト効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除さ

れていない本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得するとされております。そのため、本スクイズアウト手続においては、上記各割当契約書の(a)の規定に従い、スクイズアウト効力発生日の前営業日の直前時において譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式については、株式等売渡請求又は株式併合の対象とし、上記割当契約書の(b)の規定に従い、スクイズアウト効力発生日の前営業日をもって譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式については、対象者において無償取得する予定です。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、対象者に、本新株予約権の取得、本新株予約権者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実践することを要請する予定です。なお、対象者は、当該要請を受けた場合にはこれに協力する意向とのことです。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

#### (5) 上場廃止等となる見込み及びその事由

本日現在、対象者株式は、東京証券取引所グロス市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立した後に、上記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の本スクイズアウト手続を実行することを予定しており、その場合、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所グロス市場において取引することはできません。

#### (6) 公開買付けに係る重要な合意

##### ① 本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）

公開買付者は、2025年12月15日付で、後藤倫啓氏と後藤匡啓氏（以下、後藤倫啓氏、後藤匡啓氏を個別に又は総称して「後藤倫啓氏・後藤匡啓氏」といいます。）との間で、本公開買付けが開始された場合、後藤倫啓氏が所有する対象者株式 3,600,000 株（所有割合：16.65%）、後藤匡啓氏が所有する対象者株式 3,600,000 株（所有割合：16.65%）の全てをそれぞれ本公開買付けに応募する旨の応募契約（以下「本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）」といいます。）を締結しており、応募対象株式について、本公開買付けに応募し、かかる応募を撤回しない旨を合意しております。また後藤倫啓氏・後藤匡啓氏は、本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）の締結日後、応募対象株式の譲渡、担保設定その他の一切の処分及び対象者株式及び対象者の新株予約権の買増し又は買増しのための契約を締結しない旨を合意しております。本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）は、契約当事者が書面により合意した場合、又は本公開買付けが撤回された若しくは不成立となった場合に終了いたします。また、本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）において、後藤倫啓氏・後藤匡啓氏は、それぞれ、以下の事由が全て充足されていることを条件として、本公開買付けに応募し、当該応募を撤回せず、当該応募の結果成立した対象者株式の買付けに係る契約を解除しない義務を履行するものとされています。なお、後藤倫啓氏・後藤匡啓氏は、それぞれ、その任意の裁量により、かかる事由のいずれも放棄して本公開買付けに応募する義務を履行することができるものとされています。

・公開買付者の表明及び保証（注1）について重要な点において全て真実かつ正確であること。

・本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）に定める公開買付者の義務が、重要な点において全て履行又は遵守されていること。

・公開買付者による応募対象株式の買付けが法令等に違反しておらず、かつ、司法・行政機関等により本公開買付けで企図される公開買付者による応募対象株式の買付けが法令等に違反する旨又は実施を停止若しくは延期すべき旨の指導・回答・勧告その他措置・処分がないこと。

また、上記のほか、本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）においては、後藤倫啓氏・後藤匡啓氏の表明保証条項、後藤倫啓氏・後藤匡啓氏及び公開買付者の義務（注2）、契約の解除事由（注3）、一般条項が規定されています。

（注1）本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）において、公開買付者は、(a)公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、(b)公開買付者による本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）の適法かつ有効な締結及び履行、(c)公開買付者に対する本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）の強制執行可能性、(d)公開買付者による本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）の締結及び履行のために必要な許認可等の取得・履践、(e)公開買付者による本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、(f)公開買付者と反社会的勢力との関係の不存在、並びに(g)公開買付者の倒産手続等の不存在について表明及び保証を行っています。

（注2）本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）において、後藤倫啓氏・後藤匡啓氏及び公開買付者は、(a)秘密保持義務、(b)本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）上の地位に基づく権利義務の譲渡禁止義務、(c)補償義務等を負っています。

（注3）本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）は、(a)相手方当事者の表明保証又は義務の重大な違反があることが判明した場合、(b)相手方当事者について、破産、会社更生、民事再生、特別清算その他これらに類する法的倒産手続の開始の申立てがなされた場合、(c)本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）の前提条件の全部又は一部が満たされないことが明らかになった場合に解除することができるものとされています。

なお、本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）以外に、後藤倫啓氏・後藤匡啓氏との間で本公開買付けに関する合意は存在せず、また、本公開買付けにおいて後藤倫啓氏・後藤匡啓氏が応募する対象者株式に係る対価以外に、本取引に関して公開買付者から後藤倫啓氏・後藤匡啓氏に対して供与される利益は存在しません。

## ② 本応募契約（ゴトウホールディング・後藤秀隆氏）

公開買付者は、2025年12月15日付で、ゴトウホールディングと後藤秀隆氏（以下、ゴトウホールディング・後藤秀隆氏を個別に又は総称して「ゴトウホールディング・後藤秀隆氏」といいます。）との間で、本公開買付けが開始された場合、ゴトウホールディングが所有する対象者株式 2,000,000 株（所有割合：9.25%）、後藤秀隆氏が所有する対象者株式 1,880,000 株（所有割合：8.69%）の全てをそれぞれ本公開買付けに応募する旨の応募契約（以下「本応募契約（ゴトウホールディング・後藤秀隆氏）」といいます。）を締結しており、応募対象株式について、本公開買付けに応募し、かかる応募を撤回しない旨を合意しております。またゴトウホールディング・後藤秀隆氏は、本応募契約（ゴトウホールディング・後藤秀隆氏）の締結日後、応募対象株式の譲渡、担保設定その他の一切の処分及び対象者株式及び対象者の新株予約権の買増し又は買増しのための契約を締結しない旨を合意しております。本応募契約（ゴトウホールディング・後藤秀隆氏）は、契約当事者が書面により合意した場合、又は本公開買付けが撤回された若しくは不成立となった場合に終了いたします。また、本応募契約（ゴトウホールディング・後藤秀隆氏）において、ゴトウホールディング・後藤秀隆氏は、それぞれ、以下の事由が全て充足されていることを条件として、本公開買付けに応募し、当該応募を撤回せず、当該応募の結果成立した対象者株式の買付けに係る契約を解除しない義務を履行するものとされています。なお、ゴトウホールディング・後藤秀隆氏は、それぞれ、その任意

の裁量により、かかる事由のいずれも放棄して本公開買付けに応募する義務を履行することができるものとされています。

- ・公開買付者の表明及び保証（注1）について重要な点において全て真実かつ正確であること。
- ・本応募契約（ゴトウホールディング・後藤秀隆氏）に定める公開買付者の義務が、重要な点において全て履行又は遵守されていること。
- ・公開買付者による応募対象株式の買付けが法令等に違反しておらず、かつ、司法・行政機関等により本公開買付けで企図される公開買付者による応募対象株式の買付けが法令等に違反する旨又は実施を停止若しくは延期すべき旨の指導・回答・勧告その他措置・処分がないこと。

また、上記のほか、本応募契約（ゴトウホールディング・後藤秀隆氏）においては、表明保証条項、ゴトウホールディング・後藤秀隆氏及び公開買付者の義務（注2）、契約の解除事由（注3）、一般条項が規定されています。

（注1）本応募契約（ゴトウホールディング・後藤秀隆氏）において、公開買付者は、(a)公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、(b)公開買付者による本応募契約（ゴトウホールディング・後藤秀隆氏）の適法かつ有効な締結及び履行、(c)公開買付者に対する本応募契約（ゴトウホールディング・後藤秀隆氏）の強制執行可能性、(d)公開買付者による本応募契約（ゴトウホールディング・後藤秀隆氏）の締結及び履行のために必要な許認可等の取得・履践、(e)公開買付者による本応募契約（ゴトウホールディング・後藤秀隆氏）の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、(f)公開買付者と反社会的勢力との関係の不存在、並びに(g)公開買付者の倒産手続等の不存在について表明及び保証を行っています。

（注2）本応募契約（ゴトウホールディング・後藤秀隆氏）において、ゴトウホールディング・後藤秀隆氏及び公開買付者は、(a)秘密保持義務、(b)本応募契約（ゴトウホールディング・後藤秀隆氏）上の地位に基づく権利義務の譲渡禁止義務、(c)補償義務等を負っています。

（注3）本応募契約（ゴトウホールディング・後藤秀隆氏）は、(a)相手方当事者の表明保証又は義務の重大な違反があることが判明した場合、(b)相手方当事者について、破産、会社更生、民事再生、特別清算その他これらに類する法的倒産手続の開始の申立てがなされた場合、(c)本応募契約（ゴトウホールディング・後藤秀隆氏）の前提条件の全部又は一部が満たされないことが明らかになった場合に解除することができるものとされています。

なお、本応募契約（ゴトウホールディング・後藤秀隆氏）以外に、ゴトウホールディング・後藤秀隆氏との間で本公開買付けに関する合意は存在せず、また、本公開買付けにおいてゴトウホールディング・後藤秀隆氏が応募する対象者株式に係る対価以外に、本取引に関して公開買付者からゴトウホールディング・後藤秀隆氏に対して供与される利益は存在しません。

#### （7）その他公開買付けに関する重要な事項

本公開買付けに関連して、公開買付者が本スクイズアウト手続以外に実施を予定している公開買付関連取引はありません。また、その他に公開買付者、本公開買付け又は公開買付関連取引に関して、投資者が本公開買付けへの応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報はありません。

### 3. 対象者の概要及び買付け等の条件等

#### （1）対象者の概要

① 名	称	株式会社松屋アールアンドディ
-----	---	----------------

② 所在地	福井県大野市鋸掛第 20 号 1 番地 2	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 CEO 後藤 秀隆	
④ 事業内容	自動車安全装置縫合システムの開発・製造・販売、レーザー裁断機の開発・製造・販売、血圧計センサー用腕帯の製造、カーシートカバーの生産等	
⑤ 資本金	46,295 千円 (2026 年 3 月 31 日現在)	
⑥ 設立年月日	1982 年 8 月 7 日	
⑦ 大株主及び持株比率 (2025 年 9 月 30 日現在)	後藤 倫啓	16.85%
	後藤 匡啓	16.85%
	オムロンヘルスケア株式会社	14.81%
	ゴトウホールディング株式会社	9.36%
	後藤 秀隆	8.80%
	株式会社 SBI 証券	4.62%
	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4.10%
	前田工織株式会社	3.74%
	栗本 英有	1.87%
	BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1.58%
⑧ 公開買付者と対象者の関係		
資本関係	公開買付者は、本日現在、対象者株式 3,165,200 株 (所有割合 : 14.64%) を所有しております。	
人的関係	該当事項はありません。	
取引関係	公開買付者グループは、対象者グループから血圧計腕帯を購入しております。	
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

(注) 「⑦ 大株主及び持株比率 (2025 年 9 月 30 日現在)」は、対象者が 2025 年 11 月 10 日に提出した第 44 期半期報告書 (以下「対象者半期報告書」といいます。) の「大株主の状況」を基に記載しております。

## (2) 日程等

### ① 日程

決定日	2026 年 5 月 18 日 (月曜日)
公開買付開始公告日	2026 年 5 月 19 日 (火曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公開買付届出書提出日	2026 年 5 月 19 日 (火曜日)

### ② 買付け等の期間

2026 年 5 月 19 日 (火曜日) から 2026 年 6 月 15 日 (月曜日) まで (20 営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、2026 年 6 月 29 日（月曜日）までとなります。

(3) 買付け等の価格

- ① 普通株式 1 株につき、金 1,110 円
- ② 本新株予約権 1 個につき、金 717,600 円

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	18,459,288 株	11,230,300 株	— 株
合計	18,459,288 株	11,230,300 株	— 株

(注 1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（11,230,300 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（11,230,300 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である（18,459,288 株）を記載しております。当該最大数は、本基準株式数（21,624,488 株）から、本日現在の公開買付者が所有する対象者株式の数（3,165,200 株）を控除した株式数（18,459,288 株）です。

(注 3) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

(注 4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 5) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	31,652 個	(買付け等前における株券等所有割合 14.64%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等前における株券等所有割合 — %)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	216,244 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等後における株券等所有割合 — %)
対象者の総株主の議決権の数	213,665 個	

(注 1) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者半期報告書に記載された 2025 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式（ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。）及び本新株予約権の行使により交付される対

象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数（21,624,488 株）に係る議決権の数（216,244 個）を分母として計算しております。

（注2）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### （6）買付け等に要する資金

20,446,868,880円

（注）「買付け等に要する資金」は、本公開買付けにおける買付予定数（18,459,288 株）から、本新株予約権 252 個の目的となる対象者株式の数（201,600 株）を控除した株式数（18,257,688 株）に本公開買付価格（1,110 円）を乗じた金額（20,266,033,680 円）及び本新株予約権の合計数（252 個）に本新株予約権買付価格（717,600 円）を乗じた金額（180,835,200 円）の合計額です。

#### （7）決済の方法

##### ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

楽天証券株式会社（復代理人） 東京都港区南青山二丁目6番21号

##### ② 決済の開始日

2026年6月19日（金曜日）

（注）法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は2026年7月3日（金曜日）となります。

##### ③ 決済の方法

（みずほ証券株式会社から応募される場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

（楽天証券株式会社から応募される場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等に電磁的方法により交付します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、復代理人から応募株主等口座（復代理人）へお支払いいたします。

##### ④ 株券等の返還方法

（みずほ証券株式会社から応募される場合）

下記（8）「その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応

募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を公開買付期間末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに返還します。対象者株式については、応募が行われた時の状態に戻すことにより返還し、本新株予約権については、本新株予約権の応募に際して提出された書類をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

（楽天証券株式会社から応募される場合）

下記（８）「その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、復代理人は、公開買付期間末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。

## （８）その他買付け等の条件及び方法

### ① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（11,230,300 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（11,230,300 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

公開買付者は、令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第 3 号イ乃至チ及びヒ、第 5 号、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 26 条第 4 項第 3 号乃至第 5 号及び第 7 号並びに令第 14 条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからいまでに掲げる事実」に準ずる事実とは、（i）対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、（ii）対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

### ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

### ④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

（みずほ証券株式会社から応募される場合）

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時まで、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時まで、公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号  
(その他みずほ証券株式会社全国各支店)

(楽天証券株式会社から応募される場合)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除については、復代理人のウェブサイト (<https://www.rakuten-sec.co.jp/>) にログイン後、「国内株式」→「株式公開買付 (TOB)」画面から公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、解除手続を行ってください。

解除の申出を受領する権限を有する者

楽天証券株式会社 東京都港区南青山二丁目 6 番 21 号

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「(7) 決済の方法」の「④ 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

#### ⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

#### ⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第 27 条の 8 第 11 項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして府令第 24 条第 6 項第 1 号又は第 3 号で定める場合を除き、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

#### ⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定

する方法により公表します。

#### ⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

#### (9) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

楽天証券株式会社（復代理人） 東京都港区南青山二丁目6番21号

#### 4. 今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「2. 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」、「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」及び「(5) 上場廃止等となる見込み及びその事由」をご参照ください。

#### 5. その他

##### (1) 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

##### (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

###### ① 「2026年3月期末配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025年12月15日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが行われる予定であることを

踏まえ、2026年3月期の期末配当予想を修正し、2026年3月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

② 「特別損失（公開買付関連費用）の計上に関するお知らせ」の公表

対象者は、2026年2月10日に、「特別損失（公開買付関連費用）の計上に関するお知らせ」を公表しております。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

③ 「受取配当金に関する営業外収益の計上に関するお知らせ」の公表

対象者は、2026年4月15日に、「受取配当金に関する営業外収益の計上に関するお知らせ」を公表しております。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

④ 「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2026年5月13日に、東京証券取引所において「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく対象者決算短信の概要は以下のとおりです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証を行っておりません。なお、当該公表の内容については、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとことです。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

(i) 損益の状況（連結）

会計期間	2026年3月期
売上高	9,771,382千円
売上原価	6,551,459千円
販売費及び一般管理費	1,089,278千円
営業外収益	125,165千円
営業外費用	49,766千円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,549,955千円

(ii) 1株当たりの状況（連結）

会計期間	2026年3月期
1株当たり当期純利益	72.50円
1株当たり配当額	—

以上